

令和 3 年川西町議会

第 2 回定例会会議録

開会 令和 3 年 6 月 8 日

閉会 令和 3 年 6 月 1 8 日

令和 3 年 川 西 町 議 会
第 2 回 定 例 会 議 録

(第 1 号)

令和 3 年 6 月 8 日

川西町議会第2回定例会（議事日程）

令和3年6月8日（火）午前10時00分開会

日程	議案番号	件名
第1		会議録署名議員の指名
第2		会期の決定
第3		諸報告
	報告第2号	令和2年度川西町一般会計繰越明許費繰越計算書
	報告第3号	令和2年度川西町下水道事業会計予算繰越計算書
	報告第4号	定期監査報告について
第4	承認第2号	令和3年度川西町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算の専決処分について
第5	議案第37号	令和3年度川西町一般会計補正予算について
第6	議案第38号	令和3年度川西町介護保険事業勘定特別会計補正予算について
第7	議案第39号	川西町税条例の一部改正について
第8	議案第40号	川西町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
第9	議案第41号	ぬくもりの郷グループホーム条例の一部改正について
第10	議案第42号	川西町介護保険条例の一部改正について
第11	議案第43号	磯城郡水道企業団の設立について
第12	選挙第4号	川西町選挙管理委員会の委員の選挙について
第13	選挙第5号	川西町選挙管理委員会の補充員の選挙について
第14	同意第2号	固定資産評価審査委員会委員の選任について

(午前10時00分 開会)

議長(堀 格) 皆さん、おはようございます。

これより令和3年川西町議会第2回定例会を開会いたします。

なお、本定例会におきましても、新型コロナウイルス感染予防対策のため、出席者全員にマスクの着用を求めますので、御了承ください。

ただいまの出席議員は11名で、定足数に達しております。よって議会は成立いたしましたので、これより会議を開きます。

町長より定例会招集についての挨拶を受けることにいたします。

町長。

町長(竹村匡正) 皆様、おはようございます。

本日ここに、令和3年川西町議会第2回定例会を開催いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私何かと御多用の中、御出席を賜り、まことにありがとうございます。

また、平素より町政運営に関しまして格別の御理解、御協力を賜っておりますことに厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルスでございますが、全国各地域で発出された緊急事態宣言の効果もあり、いわゆる第4波としての流行も縮小の傾向、奈良県においても新規感染者が1桁台になるなど、感染は随分抑えられているように見受けられますが、医療体制はまだまだ厳しい状況にあることから、従前同様、警戒を続けていく必要があると考えております。

一方、コロナ対策の切り札として期待されているワクチン接種は、高齢者の1回目の接種が現時点で4割を超えるなど、本町でも順調に進んでおり、引き続き、医師、看護師、役場職員、その他関係者の協力の下、首尾よく対応し、日々の暮らしを取り戻せるよう尽力していきたいと考えております。

そのような中、本定例会を招集し、議会に提案いたしておりますのは、令和3年度特別会計補正予算の専決処分承認案1件、令和3年度一般会計及び特別会計補正予算案2件、条例の一部改正など条例関係4件、企業団の設立や人事案件などその他の案件4件の合計11の案件でございます。

何とぞ慎重審議賜りますようお願い申し上げまして、開会の御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくようお願い申し上げます。

議長(堀 格) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、7番 福西広理議員、8番 伊藤彰夫議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日より18日までの11日間といたします。御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(堀 格) 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本

日より18日までの11日間と決定いたしました。

日程第3、諸報告に入ります。

報告第2号、令和2年度川西町一般会計繰越明許費繰越計算書及び報告第3号、令和2年度川西町下水道事会計予算繰越計算書につきましては、お手元に配付しておりますので、御清覧おき願います。

次に、報告第4号、定期監査報告につきましては、令和3年3月から令和3年5月期までの例月出納検査の結果報告が提出されております。その報告を西田監査委員に求めます。

西田監査委員。

監査委員（西田亜希子） 監査報告。

令和3年3月から令和3年5月期に実施いたしました例月監査の結果を御報告申し上げます。

地方自治法第235条の2第1項並びに地方公営企業法第27条の2第1項の規定により、令和2年度並びに令和3年度の川西町一般会計及び特別会計並びに企業会計の出納及び予算の執行状況につきまして、3月期及び4月期は堀監査委員、5月期については伊藤監査委員とともに、岡田会計管理者並びに山口事業担当理事に必要な調書の提出を求めて、関係帳簿及び証拠書類を対照しながら説明を受け、厳正なる審査を実施いたしました結果、各会計における予算の執行並びに現金の出納・保管などについては、過誤もなく適正に行われているものと認めましたので、ここに御報告申し上げます。

令和3年6月8日

監査委員 西田亜希子

議長（堀 格） 以上で諸報告が終わりました。

これより議事に入ります。

お諮りいたします。

日程第4、承認第2号、令和3年度川西町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算の専決処分についてより、日程第14、同意第2号、固定資産評価審査委員会委員の選任についてまでの各議案につきましては、既に招集通知とともに配付しております関係上、各位におかれては熟読願っておりますので、この際、議案の朗読を省略したいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（堀 格） 異議なしと認めます。よって、議案の朗読を省略することに決定いたしました。

お諮りいたします。

日程第4、承認第2号、令和3年度川西町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算の専決処分について及び日程第5、議案第37号、令和3年度川西町一般会計補正予算についてから、日程第11、議案第43号、磯

城郡水道企業団の設立についてまでの承認案1件、議案7件を一括議題にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(堀 格) 異議なしと認めます。よって、承認第2号及び議案第37号から議案第43号までを一括議題とすることに決定いたしました。当局の説明を求めます。

町長。

町長(竹村匡正) それでは、予算関係から順次御説明いたします。

まず、承認第2号、令和3年度川西町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算の専決処分についてであります。

これは、令和2年度の同会計の決算において、歳出総額806万6,000円に対し512万3,000円の歳入不足が見込まれたことから、当該不足額について令和3年度予算により前年度繰上充用を行ったものであり、出納整理期間中に行う必要があることから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたものであります。

続いて、議案第37号、令和3年度川西町一般会計補正予算についてであります。

今回の補正予算では、新型コロナウイルス感染症対応事業に要する追加経費、低所得の子育て世帯生活支援特別給付金の支給に要する経費、既存木造住宅の耐震診断・耐震改修の助成費の増額に要する経費、その他職員等の退職に係る追加経費や介護保険事業特別会計への繰出金増額など、所要の各般経費を補正する内容でありまして、歳入歳出それぞれに4,821万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を47億7,449万円とするものでございます。

まず、歳出から主なものを御説明いたしますと、予算書7ページにございますとおり、第2款総務費の新型コロナウイルス感染症対応事業費では2,322万1,000円を増額補正し、感染拡大時における業務継続のため、保健センターの集団指導室にネットワーク回線を整備するとともに、感染防止対策のため、文化会館においてサーマルカメラや消毒液ディスペンサーを増設し、館内の消毒清掃作業も徹底、また、図書館においては書籍の除菌機を導入いたします。さらに、感染拡大時の川西小学校の臨時休校措置等に備え、インターネット環境のない家庭への貸出用ルーターの通信利用料を確保することとしております。

8ページ、第3款民生費の子育て世帯生活支援特別給付金事業費では、低所得の子育て世帯やひとり親世帯に対し、児童1人当たり5万円が給付される国の給付金事業費及び事務費として新たに950万円を措置いたします。

また、第6款土木費の建築安全対策事業費では、昭和56年建築基準法改正前の木造住宅に対する耐震診断・耐震改修の助成について、制度の積

極的周知を行った結果、当初想定を大きく上回る要望が見込まれることから、425万円の増額をすることとしております。

このほか、第7款消防費の消防団員退職報奨金168万円など、所要の追加経費について計上しているところでございます。

一方、これに対する歳入でございますが、5ページでございますとおり、第14款国庫支出金として新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金、子育て世帯生活支援特別給付金、住宅・建築物安全ストック形成事業交付金など6,675万7,000円を見込むほか、第15款県支出金、第20款諸収入についてもそれぞれ歳入増を見込んでおります。

なお、当初予算で計上したコロナ対策関連事業費のうち、消費喚起のための地域振興券の発行や自治会の協力活動交付金に要する経費については、今回歳入計上した新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金を活用する財源更正を行い、その結果、財政調整基金の取崩しについては2,137万5,000円減額いたしました。

議案第37号、令和3年度川西町一般会計補正予算についての説明は以上でございます。

次に、議案第38号、令和3年度川西町介護保険事業勘定特別会計補正予算についてであります。これは、令和3年度介護報酬改定等に伴う基幹システムの改修に要する追加経費243万8,000円を増額補正するものでございまして、歳入歳出に同金額を追加し、予算総額をそれぞれ9億2,548万円とするものでございます。

なお、現時点で国庫補助金の額が未確定であることから、財源については全額一般会計繰入金により計上させていただいております。

予算関係の説明は以上でございます。

続いて、条例関係でございます。

議案第39号、川西町税条例の一部改正についてでございますが、これは、地方税法等の改正に伴う町税条例の改正でありまして、その内容は、住民税において、扶養控除における国外居住親族の取扱いの見直しが行われたことを踏まえ、個人の町民税に係る均等割、所得割の非課税限度額の算定基準の見直しを行うとともに、特定一般用医薬品等購入費に係る医療費控除の特例、いわゆるセルフメディケーション税制の期間を令和4年度から令和9年度に5年間延長すること、また、固定資産税において、浸水被害対策のための雨水貯留浸透施設に係る特例措置が創設されたことに伴う軽減措置を講ずることなどの改正でございます。

次に、議案第40号、川西町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてであります。

これは、内閣府令の一部改正により、この政令により定められた従うべき基準が改正されたため、これに準じて条例の改正を行うもので、児童福祉法及び国家戦略特別区域法による利用調整や事業所の特例規定を盛り込

む内容の改正でございます。

続いて、議案第41号、ぬくもりの郷グループホーム条例の一部改正についてであります。

ぬくもりの郷グループホームの利用料金は、地方自治法第244条の2第8項の規定により、指定管理者の収入として収受されておりますが、この利用料金は、同条第9項の定めにより、公益上必要と認める場合を除くほか、条例の定めにより、町長の承認を得て当該指定管理者が定めるとされております。このため、家賃については町が定めた額を条例規定しておりますが、食材料費については、これまで、厚生労働省告示の額の範囲で、指定管理者の要請に応じ、指定された額をその都度条例改正しておりました。今回の改正では、地方自治法の規定にのっとり、この食材料費の額について条例で具体的金額を明記せず、「厚生労働省告示の額の範囲で、あらかじめ町長の承認を受け、指定管理者が定める額」と変更するものでございます。また、短期利用者の利用料金の明確化を図るなど、所要の規定整備も併せて行うこととしております。

なお、施行日は令和3年8月1日でございます。

次は、議案第42号、川西町介護保険条例の一部改正についてであります。

これは、新型コロナウイルス感染症に関する減免措置の厚生労働省通知に基づき、介護保険料の減免規定において、その対象期間を令和3年3月31日までとしていたものを令和4年3月31日までと1年間延長し、併せて減免の対象要件や新型コロナウイルス感染症の定義規定について所要の改正を行うものでございます。

なお、施行期日は公布の日から、適用は令和3年4月1日からとしております。

条例関係についての説明は以上となります。

次に、その他の案件、議案第43号、磯城郡水道企業団の設立についてであります。

これは、磯城郡3町の水道事業を経営統合し、業務を令和4年4月1日から開始するに当たり、磯城郡水道企業団を設立するものでありまして、地方自治法第284条第2項の規定により、協議により規約を定めるため、同法第290条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

この規約では、執行機関として企業長及び副企業長2名を置くとし、それぞれ3町長の互選とするとともに、職員や監査委員の設置を定めております。また、議会の議員は定数9名とし、各町より3名ずつ、各町議会の選挙により選出するとしております。

なお、経費の支弁方法についてであります。事業により生じた収入、企業債、補助金、負担金、その他の収入をもって充て、負担金については構成町との協議により定めることとしております。

なお、施行日は、共同処理する事務及び経費の支弁方法の規定については令和4年4月1日から、その他の規定は県知事の許可があった日からとしております。

私からの説明は以上でございます。

何とぞ慎重御審議の上、御承認、御議決賜りますようお願い申し上げます。

議 長（堀 格） 説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま説明がありました承認第2号及び議案第37号から議案第43号は、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（堀 格） 異議なしと認めます。よって、承認第2号及び議案第37号から議案第43号は総務建設経済委員会、厚生文教委員会へ付託することに決定いたしました。

なお、各委員会の開催は通告のとおりですので、お願い申し上げます。

日程第12、選挙第4号、川西町選挙管理委員会の委員の選挙についてを議題とし、選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（堀 格） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長が指名することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（堀 格） 異議なしと認めます。よって、指名の方法は、議長が指名することに決定いたしました。

選挙管理委員会委員には、吉田昌廣氏、藤田一郎氏、西本照男氏、岡西俊雄氏、以上の方を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名した方を選挙管理委員会委員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（堀 格） 異議なしと認めます。よって、吉田昌廣氏、藤田一郎氏、西本照男氏、岡西俊雄氏、以上の方が選挙管理委員会委員に当選されました。

日程第13、選挙第5号、川西町選挙管理委員会の補充員の選挙についてを議題とし、選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長(堀 格) 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長が指名することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長(堀 格) 異議なしと認めます。よって、指名の方法は、議長が指名することに決定いたしました。

選挙管理委員会補充員に補充の順位を定め、次の方を指名します。

第1順位、吉田善一氏、第2順位、竹村圭司氏、第3順位、吉本一氏、第4順位、中川敬司氏、以上の方を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名した方を選挙管理委員会補充員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長(堀 格) 異議なしと認めます。よって、第1順位、吉田善一氏、第2順位、竹村圭司氏、第3順位、吉本一氏、第4順位、中川敬司氏、以上の方が選挙管理委員会補充員に当選されました。

次に、日程第14、同意第2号、固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、当局の説明を求めます。

町長。

町 長(竹村匡正) それでは、御説明いたします。

同意第2号、固定資産評価審査委員会委員の選任についてであります。

現委員 宮本新一氏の任期が来る6月30日に満了いたしますが、知識・経験を有し、適任と認められることから、引き続き同氏を固定資産評価審査委員会委員に選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めますのでございます。

何とぞ御同意いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

議 長(堀 格) 説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております同意第2号について、質疑を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長(堀 格) 異議なしと認めます。よって、同意第2号は、質疑を省略することに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております同意第2号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長(堀 格) 異議なしと認めます。よって、同意第2号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長(堀 格) 討論がないようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。

同意第2号、固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決いたします。

この採決は、挙手により行います。

固定資産評価審査委員会委員に宮本新一氏を選任・同意することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

議 長(堀 格) 賛成全員であります。よって、同意第2号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

議案調査、委員会審査のため等によりまして、明日6月9日及び6月11日から6月17日までの8日間を休会としたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長(堀 格) 異議なしと認めます。よって、明日6月9日及び6月11日から6月17日までの8日間を休会とすることに決定いたしました。

なお、6月10日午前9時より、一般質問及び総括質疑のため会議を開きます。

また、本日、各常任委員会に付託されました承認案及び各議案は、6月18日の本会議におきまして委員長の報告を求めることにいたします。

本日の会議は、これをもって散会といたします。

皆さん、ありがとうございました。

(午前10時29分 散会)

令和 3 年 川 西 町 議 会
第 2 回 定 例 会 議 録

(第 2 号)

令和 3 年 6 月 1 0 日

令和3年川西町議会第2回定例会会議録（再開）

招集年月日	令和3年6月10日	
招集の場所	川西町役場議場	
開 会	令和3年6月10日 午前9時00分 宣告	
出席議員	2番 弓仲 利博 3番 福山 臣尾 4番 堀 格 5番 松村 定則 6番 安井 知子 7番 福西 広理 8番 伊藤 彰夫 9番 石田 三郎 10番 寺澤 秀和 11番 中嶋 正澄 12番 芝 和也	
欠席議員		
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町長 竹村 匡正 副町長 森田 政美 教育長 橋本 宗和 総務特別参事 江畑 幸男 理事 奥 隆至 理事 吉岡 秀樹 理事 山口 尚亮 総務課長 石田 知孝 総合政策課長 喜多 勲 税務・債権管理課長 西川 直明 住民保険課長 大西 成弘 健康福祉課長 中森 委香 長寿介護課長 栗林 美子 デジタル推進室長 梅津 光章 事業課結崎駅周辺整備事業室長 松下 正嗣	
	会計管理者 岡田 充浩	
	監査委員 出席なし	
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 中川 辰也 モニター係 西村 俊哉	
本日の会議に付した事件	別紙議事日程と同じ	
会議録署名議員の氏名	議長は会議録署名議員に次の2人を指名した	
	7番 福西 広理 議員	8番 伊藤 彰夫 議員

川西町議会第2回定例会(議事日程)

令和3年6月10日(木)午前9時00分再開

日程	議案番号	件名
第1		一般質問
第2		総括質疑

(午前9時00分 再開)

議長(堀 格) 皆様、おはようございます。

これより令和3年川西町議会第2回定例会を再開いたします。

本日本におきましても、新型コロナウイルス感染予防対策のため、出席者全員にマスクの着用を求めますので、御了承ください。

ただいまの出席議員は11名で、定足数に達しております。よって議会は成立いたしましたので、これより本日の会議を開きます。

冒頭に、事務局から。

議会事務局長(中川辰也) 一般質問に入る前に、申合せ事項について説明いたします。

一般質問につきましては、制限時間が20分となっておりますので、よろしくお願いいたします。

議長(堀 格) それでは、日程第1、一般質問に入ります。

質問通告順により、順次質問を許します。

初めに、6番 安井知子議員。

6番議員(安井知子) おはようございます。議長の許可を得ましたので、質問させていただきます。

今、町民が困っていること。

私は、定例会ごとに会報を川西町全戸に配布しております。毎回いろいろな御指摘や要望が届きます。近頃、特に外出時のいわゆる足の確保についての要望が増えております。

高齢者が運転免許証を返納したり、夫を亡くし送迎してくれる人がいなくなったりで、病院、歯医者、買物、銀行、郵便局、役場など生活に欠かせない場所への移動が難しい。何とかしてほしい。誰にでも起こる身近問題です。

現在、コミュニティバスが運用されていますが、本数やバス停までの距離に問題があり、利用が進んでおりません。道の途中でも手を挙げれば止まってほしい。タクシーの補助券等は出せないのか。例えば子育て中のママやリタイアされて時間に余裕のある方が活動会員としてグループ登録し、利用したい方が電話で依頼し、車を出せる活動会員がワンコイン(500円)ほどで対応するグループを作れないかなど、具体的な提案も寄せられています。

また、テレビで放映された広島県のデマンドバスを川西町でも取り入れられないかとの提案もあります。公営で、バスではなくワゴンタイプの車で、1回200円程度で、スマホを使って予約すると自宅まで迎えに来てくれるドア・ツー・ドアシステムの導入などなど、同様の要望がたくさん届いております。

事故発生時の責任と処理の仕方、誰がグループリーダーになり、取りまとめるのか、トラブル発生時の責任と処理、タクシーまがいのことに許可

が下りるのかなどなど、多くの問題を抱えていると思いますが、高齢者は年々増えています。今こそ知恵を絞って、生活しやすいまちづくりをすべきではないでしょうか。

いかがお考えですか。

議 長（堀 格） 町長。

町 長（竹村匡正） それでは、安井議員からの住民の移動手段の確保についての御質問にお答えいたします。

これまで川西町では、交通不便地域と鉄道等をつなぐため、国の補助金を活用しながらコミュニティバスを運行してきました。最近では、買物など日常生活に密着したサービスへの期待が高まっております。

川西町は、自家用車での移動を前提とした生活が中心となっていました。今後、高齢化などにより、自家用車を移動手段としてきた層が公共交通へシフトしていくことが予想されております。しかし、議員の仰せのとおり、バス停までの距離や、自家用車のように融通が利かないなどの理由によって、高齢者が増加しているにもかかわらず、コミュニティバスの利用者が増加していない状態となっております。

今後、さらなる高齢化が進む中で、自家用車を利用できない方が増え、コミュニティバスなどの公共交通だけではこういった移動弱者の方々のニーズが必ずしも満たされない状況となっているのが実情でございます。

移動弱者の方たちに対する支援については、これまでも議員の皆様から御質問をいただいております。本町としても重要な行政課題であると認識しているところでございます。

さて、御指摘をいただきましたコミュニティバスの運行につきましては、本年度に本町の公共交通の大幅な見直しを計画しており、コミュニティバス以外の移動手段も含め、住民ニーズに沿った見直しを行う予定をしております。

また、バス停以外での乗降につきましては以前に調査・検討しており、残念ながら、利用者の安全性の確保の問題で警察から許可が下りないという結果になっております。

続きまして、御提案のございました地域住民の支え合いによる移動支援につきましては、奈良県では事例がございませんが、全国的には幾つかの事例があるようでございます。こちらは、地域住民の有志が運転手となって地域住民の送迎を無償で行うもので、道路運送法の許可または登録を要しない運送となります。移動弱者の多くが求めるドア・ツー・ドアのサービスで、民間タクシーと比べ、利用者負担が少なく済むメリットがございます。一方で、議員の御指摘があったような事故対応の問題や、地域住民の好意に頼ることになりますので、サービスの維持・継続が課題となっているようでございます。

また、広島県のデマンドバスですが、広島電鉄がAIを活用した新しい

オンデマンド型公共交通として実施されるものを指しておられるかと思えます。こちらは、決まった路線を時刻表どおりに運行する路線バスとは違い、一定のエリア内を利用者の予約を受け付けて乗合で運行する公共交通になります。乗りたいときに、運行エリア内に設置した乗降場所の中から乗り降りする場所や人数、希望時刻などを予約専用ウェブページに入力し、予約が完了すると配車されるという仕組みになります。今後、こういったITを活用した取組も主流になってくるかと思えます。

いずれにしても、移動弱者に対する支援は、単純に公共交通の視点だけでは解決できない問題と考えております。移動とは目的を達成するための手段となりますので、移動弱者の方が何をするために、どのような事情で移動に困っているのか、例えば病院に行きたいが、バス停まで歩く体力がないなど、その置かれた状況を把握し、それが移動手段の確保だけで解決できるか、目的を達成するために真に必要なものは何かまで考える必要がございます。

このように、移動弱者の方々は個人によって事情が異なり、公共交通は個人の事情に合わせた移動手段ではないことから、福祉や介護などの視点も組み合わせ、多面的・複合的に対応する必要があると考えております。

何度も申すようですが、移動弱者の支援は本町にとって重要な行政課題と認識しており、今年度の公共交通の見直しをスタートとして検討を進めてまいりたいと考えております。引き続き、議員の皆様におかれましては、御指導いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（堀 格） 6番 安井知子議員。

6番議員（安井知子） ありがとうございます。この件は、できそうで大変難しい問題だと思います。まず、パーフェクトを求める前に、月1回、Xデーなどを作って住民の希望を聞き、まずそこから始められたらどうでしょうか。だんだん広げていくという形で。

よろしく申し上げます。

議長（堀 格） 町長。

町長（竹村匡正） ありがとうございます。以前にもご同僚の議員からも御提案がございましたが、スモールスタートでできることがないのかどうかというところも考えながら、公共交通に対して進めてまいりたいと思っておりますので、またいろいろ御意見、お知恵などございましたら、おっしゃっていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（堀 格） 次に、5番 松村定則議員。

5番議員（松村定則） 皆さん、おはようございます。5番 松村定則であります。議長の許可を得ましたので、質問させていただきます。

川西幼稚園の認定こども園への移行について。

川西町では、川西幼稚園の認定こども園への移行を進めておられますが、幼稚園教育に加えて児童福祉施設、両方の性格を持つ幼稚園型認定こども園には、「教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて体系的な教育が組織的に行われなければならない」と定められております。

既に川西幼稚園では、幼稚園教諭免許に加え、保育士資格も全員が取得済みと伺っておりますが、発達に困難さを示す幼児への療育については、作業療法士、言語聴覚士、臨床心理士などの配置が重要と考えます。

子どもさんの療育に携わる者として、川西幼稚園が認定こども園へ移行するに当たり、大いに期待をしております。今後の川西幼稚園の運営方針についてお聞かせください。

以上、よろしく申し上げます。

議長（堀 格） 教育長。
教育長（橋本宗和） 議員お尋ねの「川西幼稚園の認定こども園への移行について」にお答えします。

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、議員御指摘のように、認定こども園は教育・保育を一体的に行う施設で、いわば幼稚園と保育所の両方のよさを併せ持つ施設であると言えます。

認定こども園には、次の2つの機能が考えられます。まず1つ目ですが、就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能です。これは、保護者が働いている・いないにかかわらず、受け入れて教育・保育を一体的に行う機能です。2つ目には、地域における子育て支援を行う機能です。これは、全ての子育て家庭を対象に、子育て不安に対処した相談活動や、親子の集いの場の提供などを行う機能です。

今回の移行は、川西町の子育て環境の充実が一番の目的です。認定こども園には、地域の実情や保護者のニーズに応じて選択が可能な4類型があり、中でも川西幼稚園では幼稚園型認定こども園を想定しております。法的性格は学校であります。幼稚園と保育所機能を併せ持ちます。設置主体は川西町としております。対象児は3歳児、4歳児、5歳児です。開園時間、給食、人員、設備等の詳細につきましては、川西町の実情に応じて、今後具体的に検討していきたいと考えております。

次に、発達に困難さを示す幼児への療育を含む特別支援教育につきましては、川西幼稚園令和3年度教育課程の中の指導の重点の一つに、「特別支援を必要とする幼児に対し、個々の発達に応じた保育内容、適切な環境づくりに努めるとともに、個別支援計画を作成し、保護者と協力し合い、支援する」とあります。具体的には、臨床心理士が第2・第4火曜日に巡回相談を実施し、毎月活動内容を報告書にまとめています。主な内容は次の4点です。まず1点目、教員へのコンサルテーション。ここでは、発達障害などの診断を持つ子や、診断はないが行動が気になる園児への関わり

について、教員とともに考えていく機会を大切にしています。2点目は、対象児へのアセスメントです。ここでは、発達検査を実施し、保護者、担任とともに結果を共有し、適切な対応を考えています。3点目、保護者への個別相談、4点目は、対象児への直接支援となっております。ここでは、議員御指摘の作業療法士（OT）や言語聴覚士（ST）の知見を生かして支援に当たるケースもあります。

このように、集団場面での活動の観察や参加を通して、障害のある子や気になる子どもに関するアセスメントや助言を行い、教員と連携して子どもの支援を行っているところです。また、定期的に巡回することで、子どもの成長や周囲の子どもを含めた関わり方の変化を確認し、就学後も含めてフォローアップしています。

今後の川西幼稚園の運営方針といたしましては、子どもの心理・社会的発達、身体的発達に応じて、きめ細かい教育を展開してまいります。その際には、幼児期の終わりまで育ててほしい10の姿、「1.健康な心と体、2.自立心、3.協同性、4.道徳性・規範意識の芽生え、5.社会生活との関わり、6.思考力の芽生え、7.自然との関わりと生命尊重、8.数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚、9.言葉による伝え合い、10.豊かな感性と表現」を、個々の発達に応じてきめ細かに育てていきたいと考えております。

同時に、川西幼稚園の特色として今まで積み上げてきた遊び、体験、外国語活動、体育、併せて音楽教育、これらを重視していきたいと考えております。

川西幼稚園は、平成29年度には6クラス・108名の幼児をお預かりしておりましたが、令和3年度では4クラス・66名、来年度には3クラス・約50名と予想されます。これは、少子化とも相まって、国の施策による保育無償化が影響していると思われれます。川西幼稚園の今ある幼児教育の機能をより一層高めることで、少子化が進む中でも地域住民の皆様を選んでいただける、選んでよかったと思われるようなこども園にしていきたいと考えております。そして、認定こども園に移行した折には、幼稚園運営に新たに保健師にも参画いただき、臨床心理士、保健師等の専門性を生かして、子どもの心と体の健康、成長・発達に積極的に関わっていききたいと考えております。

皆様の御理解と御支援をよろしくお願いいたします。

議長（堀 格） 5番 松村定則議員。

5番議員（松村定則） 御丁寧な御回答、ありがとうございました。

川西町での保育の充実という分も踏まえまして、非常に重要なのかなと思っております。

それと、子どもたちの発達に関する早期の発見について、3歳児からということで、3歳児半健診の以前からそういう子どもたちが理解され、そ

の発達に応じた支援をしていく。その頃の子どもたちは、脳の発達にも一番重要な時期とされております。心理士さんであったりOTさん、STさんなどとの連携も踏まえて、アセスメントをされ、十分な療育がされますことを期待して、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

議長（堀 格） 教育長。

教育長（橋本宗和） 松村議員から、発達の大切な部分、子どものいろいろな発達に関わる問題の早期発見・早期相談・早期支援、大切なことを御指示いただきました。

幼児教育というのは、本当に一生の礎を築くところだと思います。大切にしていきたいと思います。よろしくお願いします。

議長（堀 格） 次に参ります。3番 福山臣尾議員。

3番議員（福山臣尾） 改めまして、おはようございます。3番 福山臣尾でございます。議長の許可を得ましたので、事前通告どおり質問させていただきます。

「新型コロナウイルスワクチン 川西モデルの今！！」というタイトルでございますが、新型コロナウイルスワクチン接種の現状の進行状況と今後の予定についてお伺いしたいと思います。

厚生労働省からは、希望する高齢者に、7月末を念頭に各自治体が新型コロナウイルスワクチンの接種を終えることができるようにとされています。また、昨日の党首討論で菅総理が、ワクチン接種は10月から11月に全希望者への完了を目指すとも述べられています。

現在、川西町では、高齢者向けのワクチン接種が進められています。現状の年代別接種状況についてお伺いいたします。

接種券の発行数、接種希望者数、接種完了者数について、また、高齢者に次ぐ接種順位の高い者としては、64歳以下で基礎疾患を有する者——基礎疾患については本人の申告となっておりますが——また、優先順位が高いと考えられる業種の者として、高齢者施設・介護施設従事者、保育・学校関係者などの業種が挙げられると思いますが、本町の優先順位の位置づけとしての考え方を伺いしたいと思います。

64歳以下の接種方法は、従来どおりの集団接種で行うのか、また、個別接種が可能になるのかも伺いしたいと思います。

接種券の発送方法については、高齢者のときのような形で年齢を区切り、段階的に発送するのか、また、予約については、接種の希望確認後、接種日を後日連絡を入れるという形で従来どおりのやり方でやるのか、また、個別接種が可能になってくるのか、伺いしたいと思います。

最近、承認されましたモデルナ社のワクチンについては、現在、大型接種会場での使用が決まっていますが、市町村への配布はどうなっているのか、この辺の情報もあれば、伺いしたいと思います。

高齢者のワクチン接種の加速化という部分で、別添資料につけておりますワクチン接種に係る新たな支援策、財政支援を利用した町内の診療所での個別接種ができないのか、この辺を医師会との話し合いができていますのかも伺いたしたいと思います。

以上、よろしく申し上げます。

議 長（堀 格） 町長。

町 長（竹村匡正） それでは、福山議員の御質問にお答えいたします。

まず、現在の進行状況と年代別接種状況についてですが、川西町としての第1便先行実施分として、4月19日、4月20日で150名分の接種をスタートし、6月2日までに1回目の接種を終えた方が1,271名で、65歳以上の高齢者3,040名に対する割合としては41.81%となりました。これは高齢者施設分を除いております。年齢の高い方からの接種をスタートして、6月2日時点では74歳代の方が対象となっております。

今後の予定といたしましては、6月3日に65歳から69歳の方563名に接種券を発送し、6月7日から6月11日にかけて予約受付を行いながら接種決定通知を行っていくとともに、6月8日より6月23日にかけて、川西町としての第2便及び第3便の2回目の接種を行う予定となります。その後、6月29日から7月14日にかけて第4便、第5便の1回目の接種を行い、7月末を目途に2回目のワクチン接種を終え、65歳以上でワクチン接種を希望される高齢者接種を終了する見込みとなります。

なお、当初の想定より住民の方々のワクチン接種のニーズが高く、6月3日現在で70歳以上の方々の予約受付状況を見ますと、85歳以上の方553名に対し予約受付者数370名で66.91%、79歳から84歳の方601名に対し予約受付者数536名で89.18%、73歳から78歳の方832名に対し予約受付者数743名で89.30%、70歳から72歳の方473名に対し予約受付者数411名で86.89%という状況であり、集計の取れている70歳以上の方の高齢者総数2,459名に対し予約受付者数2,060名で83.77%という高いニーズが見受けられます。

次に、高齢者に次ぐ接種順位の者についてですが、令和3年5月31日付の厚生労働省保健局長通知「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引」改訂版によれば、60歳から64歳以下の者、高齢者等施設従事者、基礎疾患を有する者については、同じタイミングでの接種順位となっております。特に基礎疾患を有する者の考え方ですが、自治体において高齢者への接種状況や予約の空き情報を踏まえ、可能な限り接種の空白期間が生じないように、先行予約、接種を開始するとされております。予約の際、基礎疾患を有する者等であることを確認の上、予約することとなります。国による自治体説明会資料によると、基礎疾患を有する旨は自己申告であり、接種会場において優先対象であるかの確認を厳格に行

うことは想定されておられません。また、重い精神疾患、知的障害については障害者手帳などにより確認いたしますが、確認できない場合には、予診票による確認となります。

標準的には、6月中旬に接種対象者に対し接種券を送付できるように準備を進めるとされておりますが、接種体制や高齢者への接種状況を確認しつつ、実際の送付時期を6月中に設定し、検討していきたいと考えております。介護施設等従事者、保育所・学校関係従事者等についても、国の指針や県内市町村等の状況を確認しながら進めてまいります。

また、政府は、新型コロナウイルスワクチン接種を加速させるため、企業や大学などで行う職域接種を6月21日から開始すると報道発表されました。これに使用するワクチンについては、自衛隊等が行う大規模接種センターと同じくモデルナ社製ワクチンを使うとされており、市区町村による接種で使用するファイザー社製ワクチンとの混乱を避け、地域の負担軽減と接種の加速化を図るとされております。接種に必要な医療従事者や会場などについては、自治体による高齢者接種に影響が出ないように、企業や大学が自ら確保するものとされ、企業の場合は、産業医が従業員やその家族に対し接種することを想定、大学の場合には、校内を会場に、学生や教職員に接種するとされております。

64歳以下の接種体制については集団で行うのか、個別で行うのか、接種券の発送方法、予約についての御質問でございますが、町内医療機関の先生方との意見交換会の中では、個別医療機関で予約を取るとなると、電話のアクセスが集中し、通常診療に影響が出る、また、日常の診療を行いながら集団接種を行うことは時間的にも厳しいなどの意見があり、ある程度集団接種で接種率が上がった段階で個別接種を導入していくこととしており、65歳以上の高齢者のワクチン接種が終了する7月末、その後、基礎疾患を有する者などへの接種がある程度進んだ段階において、町内医療機関の先生方と緊密に連絡を取り、調整してまいりたいと思っております。

接種券の発送方法については、まず64歳から60歳の方に発送し、その後59歳以下の方に一括で発送し、一定の年齢区分で予約日程を決めた上で、基礎疾患を有する年齢の高い方から順番に接種決定通知を送付していく予定で検討しております。これは、先月30日に政府が、基礎疾患のある人と疾患のない人との接種を同時並行で進めることを可能とする方針を固め、疾患のある人優先との原則を維持し、自治体の柔軟な対応を認めるとされたことによります。年齢層も若くなってきておりますので、従来の予約受付センターやファクスに追加して、インターネットでの受付も採用しようとして検討中で、予約受付のアクセス分散により、予約しやすい環境整備を行いたいと思っております。これについては、今後始める予定の個別接種予約にも利用できるような形で整備できればと考えております。

モデルナ社製のワクチンの市町村配分についての御質問については、自

衛隊の大規模接種センターと都道府県、政令指定都市が行う接種に限られてきましたが、5月28日にワクチン接種担当の河野大臣により、希望する全市区町村が行えるよう拡大する方針を表明されました。今後、希望する全ての市町村がファイザー社製と別の会場を用意すれば、国からモデルナワクチンの提供を受け、接種を行えるようになり、一般への接種を前倒しして行うことも可能となると言われております。市町村配分については説明がございませんが、ファイザー社製ワクチン同様、V-SYS登録、配分決定後において、マイナス20度の冷凍庫設置、医療機関へ直接配送されるものと理解しております。

最後に、財政支援を使って町内の診療所で個別接種が進まないのかとの御質問でございますが、今し方回答させていただいたとおり、65歳以上の高齢者接種が終わるタイミングが7月末となることから、7月末までの個別接種開始は難しく、個別接種を進めるタイミングについては、町内医療機関の先生方とも緊密に連絡を取りながら調整してまいりたいと思っておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（堀 格） 3番 福山臣尾議員。

3番議員（福山臣尾） 町長、丁寧な回答をありがとうございます。

そこで、ファイザー社のワクチンが16歳から12歳まで年齢が引き下げられ、中学校とか小学校6年生までが対象になってきたと思うんです。その辺の対応とかは今後どのように考えていかれるのか。

あと、高齢者の予約の空き状況を見ながら、というところで天理市の並河市長は、子どもたちの学びや保育環境を守るため、教職員や保育士、学童保育所の所員なども先行接種を行っていきたいというようなことも述べられていますが、川西町として、その辺の子どもたちへの配慮というか、職員さんへの配慮は今後どのように空き状況、64歳以下とか、いろいろ問題はありますが、その辺のお考えをちょっとお聞きしたいなと思います。

お願いします。

議長（堀 格） 町長。

町長（竹村匡正） 先般、ワクチン接種につきましては16歳以上から12歳以上が接種をできるというような話がありました。ある市町村におきましては、12歳以上の方に接種をするというような話が出て、保護者また地域の住民の方から反対の声もあるというような報道もなされているところでございます。

こちらについては、子どもたちが正確に情報を理解できるのか、また、保護者の方々がそれをよく理解して子どもに伝えることができるのかというところが必要になってくるかと思っておりますので、今後慎重に対応していきたいと思っております。現時点では、高齢者の方の接種がまず先決でござ

いますので、まだそこまで検討している段階ではないことをお伝え申し上げます。

次に、学校関係者の方についての接種ということでございますが、先ほど答弁したとおり、国の指針、また県内市町村等の状況を確認しながら進めていくということでございますので、まずは7月末までに高齢者の接種を完了させるべく尽力してまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（堀 格） 福山議員。

3番議員（福山臣尾） 全体として、川西町の場合、特別早くもなく、遅れているわけでもなくという形で、7月末には高齢者に関しての接種は2回目まで終わるということなので、一安心はしているんですけども、今後いろんな情報というか、新しいことが出てくると思っていますので、その辺の臨機応変な対応を期待したいなと思っておりますので、よろしく願います。

議長（堀 格） 次に参ります。2番 弓仲利博議員。

2番議員（弓仲利博） 弓仲でございます。よろしく願いいたします。

唐院工業ゾーン整備事業について。

現在進行中の整備事業ですが、約4万3,000坪もの広大な田んぼを、多くの地権者に協力していただき、譲り受けて、多様な企業が入ることによって雇用が生まれ、その企業の取引先や顧客など幅広い様々な人の流れが発生し、町が活気づくというもので、当初はリスク分散も考慮して6社から8社の企業に分譲する予定であったものが、3万855坪の全体の92%の部分を1社が取り、2社目が約1,800坪、5.4%で、残りの約909坪、2.7%はまだ決まっておらず、2019年10月の募集スタートから1年半もたつのに、まだ決まっていません。

企業というものは、景気・不景気、浮き沈みがあり、常に繁栄し続けることは難しいもので、3万坪、全体の92%を占めるA社が仮に撤退するようなことになれば、税収もストップしてしまうというリスクが考えられますが、なぜこのようなことになってしまったのか、この結果をどう捉えておられるのか、お聞かせ願います。

続きまして、2番、大和平野中央プロジェクト構想について。

先月の5月27日の発表によりますと、三宅町の近鉄石見駅西周辺に奈良県立大学工業系新学部のキャンパスが設置されることに決まり、令和13年に奈良県で開かれる国民体育大会の会場として使える新競技場を田原本町内に設置すると決まり、両町は大いに活気づいています。

同じように人口増加、町の活性化など、千載一遇のチャンスであると多くの住民が期待していた我が川西町は、まほろば健康パークの増幅整備と相なりました。この施設の利用者の乗降客が我が川西町の近鉄結崎駅ではなく、大和郡山市に位置するファミリー公園前駅に限定される、この周辺の増幅整備によって、川西町の活性化、まちの発展にどのように寄与する

議
町

ものなのでしょうか。御説明をよろしく願いいたします。

長（堀 格） 町長。

長（竹村匡正） それでは、弓仲議員の御質問にお答えいたします。

初めに、唐院工業団地整備事業についてお答えいたします。

今回の企業誘致につきましては、議員仰せのとおり、分譲面積の約9割を1社で占めることとなりました。今回の立地企業の選定にあつては、企業選定委員会を設置し、当時の議長——伊藤議員でございます——特別委員会委員長——福西議員でございます——商工会長、奈良県立大学教授、奈良県産業・雇用進行部理事、中小企業診断士、弁護士のメンバーで審査いただきました。その審査結果でぬきんでて評価が高かったのが当該企業になります。町では、この選定委員会の御意見を受け、当該企業を誘致することといたしました。

当該企業は、地元雇用人数や設備投資額でも応募企業の中で最も高く、本町の事業目的である雇用や税収の確保に合致した企業と言えます。また、当時、リスク分散の視点から複数企業での立地も考えましたが、当該企業を除きますと希望面積の小さい企業が多く、分譲面積の約8割程度しか埋めることができない状況にありました。加えて、現在1区画に立地企業が決まっていない理由でもありますが、応募企業の中にはコロナウイルスで業績が悪化した企業も数社あり、複数企業での立地を進めていくと、こうした財務状況の変化により立地を辞退される企業が生じ、売れ残りによる財政負担リスクが生じる懸念もございました。そのような点からも、財務基盤のしっかりした当該企業を誘致したことについては、間違った判断ではなかったと考えております。

議員仰せのとおり、大規模企業を誘致した場合、その企業が撤退したときの税収減のリスクはございますが、一方で、大規模な投資ができる財務基盤がしっかりした企業は、一般的には社会情勢の変化にも強く、撤退しにくいことが考えられます。

また、今回の分譲契約では、土地の転売を防止したり、応募時の建築計画を遵守してもらうために、買戻し特約を付しております。仮に立地企業が撤退することとなった場合は、買戻し特約で、10年以内であれば町が土地を買い戻すことができます。買い戻した後に区画を分割するなど、その時点で適した企業誘致を行うことも可能であると考えております。

さらに、今回の分譲地は、奈良県内でも希少な用途地域である工業専用地域でありますし、西名阪自動車道や京奈和自動車道に近接し、企業立地に有利なロケーションにありますので、仮に企業が撤退したとしても、需要が高く、新たな企業に立地いただけると考えております。

本町といたしましては、新たに立地される企業が撤退せず、これまでに立地された企業が本町にとどまり、発展していただけるよう、行政の立場で支援していきたいと考えております。

続きまして、大和平野中央プロジェクト構想についてお答えいたします。

5月27日に、奈良県と川西町の間で大和平野中央プロジェクトを推進する協定を締結いたしました。昨年10月に覚書を交わし、プロジェクトの協議を開始し、このたび、候補地とまちづくりのテーマが合意に至ったため、協定締結の運びとなりました。

本町は、まほろば健康パークと連携したウェルネスタウン（健康増進のまちづくり）を下永地区で進めることとなりました。候補地につきましては、事業主体である奈良県から、およそ10ヘクタール以上の一団のまとまった土地が確保できるところ、県有施設と相乗効果が生まれるところ、交通アクセスがよいところが挙げられ、これらを満たすところとして下永地区が選定されました。結崎駅周辺での候補地も検討いたしましたが、面積要件と大規模造成による内水被害の危険性から見送ることとなりました。

結果として、結崎駅付近ではなく、ファミリー公園前駅付近という本町の北端の地域になりましたが、本町の狭い町域を考えると、本プロジェクトによる町全体への波及効果は期待できると考えております。

また、県の施設として不特定多数の方が訪れることを考えると、居住区域と一定の距離を置き、すみ分けるほうが、静寂や防犯など暮らしやすい環境の維持につながると考えております。

この下永地区におきまして、まほろば健康パークと連携したファミリー向けの健康増進をテーマとしたまちづくりが行われることとなります。寿命が延び、人生100年時代と言われている中、健康増進をテーマとしたまちづくりは、これからの時代に求められるまちづくりのテーマであり、超高齢社会を迎える今後を考えると、町の維持・発展において注力していくべきテーマであると考えております。

奈良県では、まほろば健康パークを子育て向けに拡張リニューアルする計画があり、本プロジェクトでは、それと連携した形でファミリー向けの健康増進・スポーツ施設が整備されると聞いております。そうなれば、幅広い年齢層の方が多数来訪され、交流人口が増えることでまちの活性化が期待できるとともに、ファミリー向けの施設でございますので、多くの町民が直接利用することで、本プロジェクトによる効果を実感していただくと考えております。

このことから、このプロジェクトは町民へ大きく寄与できるものになると考えております。また、そうなるように奈良県に働きかけていきたいと考えております。

一方の国体施設や大学は、一見華やかに聞こえますが、国体施設にあっては、一部の競技スポーツをされる方に限定された施設になりがちで、幅広い層の人たちが利用しにくいものとなる可能性がございます。また、大学につきましても、本町も誘致を希望しておりましたが、立地条件で三宅町に決定いたしました。現在計画されているのは、奈良県立大学の理工系

の学部で、1 学年 50 人程度の規模と伺っております。本町が大学を希望した背景は、関西大学や同志社大学などがある学生街を想像し、大学誘致によって商業施設の立地など町の大きな発展を期待して希望いたしました。が、奈良県にある同じ工学系の奈良高専を見てみますと、周辺に住宅街が形成されただけで、店舗など商業施設の立地に至っておらず、期待した学生街とは違う赴きとなっております。また、今回のプロジェクトでは都市計画の変更はされず、調整区域のままでの土地利用と聞いておりますので、住宅街の形成も難しいと考えられます。

いずれにせよ、このプロジェクトは県が費用負担して整備を進める県事業であり、土地利用についても、県の判断により極めて短期間で決定された内容であるため、議員の御希望とは異なった結果となったかもしれませんが、町としては、地域活性化の起爆剤としてこの機会を活用し、県と協力しつつ、さらなるまちづくりを進めたいと考えておりますので、引き続き御理解と御協力を何とぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

議長（堀 格） 2 番 弓仲利博議員。

2 番議員（弓仲利博） 2 番の大和平野中央プロジェクトですけれども、昨年 10 月の本プロジェクトの覚書締結後、「川西町は鉄道や高速道路などの交通アクセスが優れていて、大学と工業団地企業との産学連携が考えられ、これらの優位性をアピールし、誘致に向けて県と協議を進めてまいりたい」とおっしゃっていましたが、12 月議会でもその答弁が聞かれておりますけれども、大学を誘致するために町長御自身が県に対して働きかけ、影響、努力、そういうものはどういうことをなされたのか、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

議長（堀 格） 町長。

町長（竹村匡正） 今、弓仲議員がおっしゃったとおり、当時は、川西町に大学誘致を目指したいということで県とも交渉してきました。交渉相手といたしましては、奈良県知事、また県のくらし創造部長と私が交渉しております。事務方は、本町の総合政策課、あと県の、当時はスポーツ振興課が窓口になっておりましたので、そこと交渉しております。

そういった交渉を何度か重ねる中で、県の意向としては、先ほど申し上げましたとおり、県有施設との相乗効果を図りたいということと、やはり一団のまとまった土地が必要であるということで場所が決定し、また、県有施設につきましては、三宅町には高等技術専門校が石見駅にありますことから、そちらに決まったということをお伺いしております。

そういった形で何度も交渉・協議をしている中で、最終的にこのように決まったということでございます。

以上です。

議長（堀 格） 2 番 弓仲議員。

2 番 議員（弓仲利博） 川西町に広い土地がたくさんあるのに、なぜ大学施設を取りに行かずにスポーツ施設で妥協されたのか、その辺をもう一度具体的にお聞かせ願いたいと思います。

議 長（堀 格） 町長。

町 長（竹村匡正） 何度も申し上げますが、大体10ヘクタール程度のまとまった一団の土地が必要というのがまず第一にございます。川西町にはそのまとまった土地というのが何か所かございますけれども、一方で、これまで工業ゾーンの拡張工事をする中で、内水対策というものが大きなウェートを占めて、地元の皆様方と交渉した経緯がございます。さらに、工業ゾーンの造成がまだ進行中に新たに土地の開発となりますと、内水対策が追いつかないわけでございますので、その辺も考慮しつつ、県と協議をしてきたわけでございます。

あと、なぜ大学でないのかというお話をさらにおっしゃいましたが、先ほども申し上げたとおり、三宅町の石見駅には高等技術専門校があり、川西町には県有施設はまほろば健康パークがないわけでございます。その辺を県のほうでは判断されたと伺っております。

以上でございます。

議 長（堀 格） 2 番 弓仲議員。

2 番 議員（弓仲利博） 昨年の10月に荒井知事が発表されてから、町長として大学を断念するというのはいつ頃に判断されたんでしょうか。

議 長（堀 格） 町長。

町 長（竹村匡正） 最終的には協定の直前でございます。それまでには何度かニュアンス的に「県有施設が3町にはこういうものがあります」というような話も伺っておりました。それを聞いた上でも交渉は重ねてまいりましたが、最終的には協定の直前の段階で、「県としてはこういう方針でいきたい」というような話をおっしゃいましたので、そこで、今回決まりました健康増進をテーマとしたまちづくりに切り替えたところでございます。

以上です。

議 長（堀 格） 2 番 弓仲議員。

2 番 議員（弓仲利博） 川西町の唯一の駅であります近鉄結崎駅、こちらを利用されるような施設、例えばぬくもりの郷、川西こども園の近くにせめても誘致できるように期待いたしまして、質問を終わらせていただきます。

議 長（堀 格） 町長。

町 長（竹村匡正） その件に関しましては、何度も申し上げますとおり、本町では以前から内水対策が地域の住民の方にとって非常に心配事の種でございまして、そこに一団の土地を利用しての開発というのは、地元の方が安心して生活できるような内水の対策をしなければいけないということでございます。時間的にそういうような交渉も厳しい状況にございました

ので、今回は断念した次第でございますが、現在、川西町内の内水対策の計画を立てているところでございますので、それができた段階で、また検討に着手していきたいと思っております。

以上でございます。

議長（堀 格） 次に参ります。8番 伊藤彰夫議員。

8番議員（伊藤彰夫） 伊藤彰夫です。議長の許可を得ましたので、質問させていただきます。

今の答弁の中にもありました内水対策についてでございます。

川西町に降った雨水は水路に入り、水路の水は最下流にある樋門に集まり、その樋門から大和川の支川である寺川、飛鳥川、曾我川に排水されます。大和川の水位が高くなると、各支川の樋門から水路に逆流してきます。それを防ぐために各樋門は閉じられます。それらは逆流防止樋門と呼ばれています。

川西町は、逆流防止樋門によって大和川の洪水から守られています。しかし、逆流防止樋門が閉鎖されると、町内に降る雨水は行き場がなくなるので、各水路にたまり続けて水路の水位が高くなり、あふれ出します。今まで保田・吐田の農地は何度も浸水しています。さらに、大和川の水位が高くなったままで雨が長時間降り続けると、町内全域の水路に雨水がたまり、住宅内の水路にも逆流してあふれ出し、地盤の低いところには浸水被害が発生します。

昔は町内のほとんどが田んぼで、人が住むところは少し高いところがありました。今は田んぼの多くが住宅地になり、田んぼが少なくなって保水効果も低下して、雨水のほとんどが水路へ流れ込みます。水路の水位が高くなると、各地で内水浸水の発生が多くなることが予想され、「安全安心のまち」が「危険不安のまち」になっていきます。

内水対策として考えられるのは、まずは逆流防止樋門に排水ポンプを設置して川に放流する方法、それができないなら、水路からあふれた水を一時的にためておく、深さ2メートルから3メートルほどの貯水施設を各要所に造るか、あるいは大きな地下水槽を設置して雨水をためる方法が考えられます。大阪の河内平野では、数多くの大規模地下貯留施設が設置されていて、内水浸水被害がほとんどなくなりました。

奈良県では、大和川の洪水を一時的にためる100万トンの遊水池を外水対策として計画していますが、町でも内水対策に本腰を入れて取り組む時期に来ています。何もしないで放っておくと、長時間の雨やゲリラ豪雨などが来れば、たちまち内水浸水被害が至るところで発生します。

「安心して暮らせるまちづくり」を活力プランに掲げるなら、本町の内水対策をどのように取り組んでいくのか、町長の考えをお尋ねします。

議長（堀 格） 町長。

町長（竹村匡正） 伊藤議員の御質問の内水対策について答えいたします。

奈良県においては、奈良県総合治水対策協議会で、河川改修やダム建設等を行う治水対策と、流域の保水機能を積極的に保全する流域対策、この2つを合わせた総合治水対策に取り組んでおります。昨年度は、奈良県で、河川の流下能力を維持するため、河川内の流水の妨げとなる樹木や堆積した土砂の撤去並びに護岸修繕等が実施されました。

議員お述べのとおり、開発行為による宅地造成などにより田畑が減少し、保水機能の低下につながっており、平成30年10月より、開発行為による宅地造成などを実施する場合の防災調整池などの設置必要面積が0.3ヘクタール以上から0.1ヘクタール以上に引き下げられるなど、宅地開発などに伴い生じる雨水の河川への流出増を抑制し、下流河川に対する洪水負担の軽減に取り組まれております。

本町の状況といたしましては、町内の準用河川——結崎川や唐院川などになります——と、大和川水系一級河川との合流地点に、河川の増水に伴い、町域への外水流入防止となる逆流防止樋門が設置されており、当該樋門が閉鎖されることで、町域に降る雨水は大和川などに放流できなくなり、内水被害が発生しております。

「排水ポンプを設置し、放流しては」との御意見でございますが、逆流樋門閉塞時には既に河川が増水している状態で、下流域での氾濫などが発生する可能性があることから、内水排除による河道負荷の増大を抑制するため放流が認められておらず、したがって、排水ポンプは設置されていないのが現状でございます。

次に、町内での貯留施設の築造についての御意見でございますが、奈良県平成緊急内水対策事業の県管理河川水系における内水対策として、必要な貯留施設などの整備が挙げられております。当該貯留施設の整備可能な公共用地やため池などを抽出し、選考委員会で、貯留場所としての有効性、家屋浸水被害の状況、地元要望、用地取得の協力体制などを勘案して、当該整備地が選定されます。

本町におきましては、候補地として喰田池の改修工事及び寺川周辺での用地買収による調整池設置を、候補として申請させていただきましたが、用地取得状況やため池整備状況などから、候補地に選定されていない状況でございます。用地取得の可能性も踏まえつつ、引き続き候補地について協議を重ね、適地として選定いただけるよう取り組みたいと考えております。

議員御質問の本町の内水対策についての取組でございますが、大和川水系の一級河川——曾我川、飛鳥川、寺川、大和川でございますが、一級河川に設置されている井堰及び一級河川から町域に取水する樋門を対象に、令和2年4月、井堰・取水樋門管理対応マニュアルを策定、地元管理者と操作管理協定を締結し、操作補助金を交付するなどのソフト面での取組を実施しております。これは、台風接近などの気象情報に伴い、事前に井堰

を転倒させることで河川内にたまっている河川水を流し、増水を遅らせるとともに、河川内での貯留量の確保を図ります。また、事前に取水樋門を閉鎖させ、町域への外水の流入を防止することで、町域の浸水被害などの軽減と防止が図れるものと考えております。

さらに、町内に存在する4カ所のため池を活用した流域対策に取り組んでおります。井堰管理と同様に、台風の接近や大雨が予想される場合、事前にため池の水位を低下させ、ため池からの水を流出させずにためる水位低下方式をため池管理者と協議中であり、大和川流域総合治水対策ため池治水に関する協定の締結により、ため池余水吐に流出量の抑制を図るオリフィス機能の設置を行い、降雨時の治水対策強化に努めたいと考えております。

私の活力プランの一つでございます「安心・安全なまちづくり」では、内水対策は本町の解決すべき重要な課題であると認識いたしておりますので、過去の内水被害等を念頭に置き、地域と連携しながら緊急防災対策に取り組んでまいり所存でございます。

以上でございます。

議長（堀 格） 8番 伊藤彰夫議員。

8番議員（伊藤彰夫） 私は、3月議会の一般質問でも、防災の観点から、水道局の跡地を堤防と同じ高さの台地に造成して、水没しない避難所、防災倉庫などを併設した防災基地兼コミュニティセンターを造るよう提案しましたが、その土地は駐車場にして、当面は賃貸活用する予定との答弁でした。

今回も防災の観点から内水対策を提案しましたが、井堰の転倒、ため池の活用等検討はされているようですが、効果的な施策、具体的な計画とは思われず、今後取り組んでいくというふうに受け取りました。

しかし、この地域にも線状降水帯がいつ襲ってくるか、油断はできない気象状況になってきています。住宅地が浸水して、家も床上まで浸水する可能性が十分考えられます。家が水につかると住めなくなります。安心して日常生活が送れなくなります。

先日、洪水ハザードマップを全町民に配布されました。それには町全体が浸水することになっています。それだけでいいのでしょうか。町民みんなが安心して暮らせるまちづくりは何か、それをよく考えていただくことを要望して、私の質問を終わります。

議長（堀 格） 町長。

町長（竹村匡正） 今、伊藤議員からもお話がございましたが、3月に提案された水道跡地を高台にして防災基地とするというお話でございますが、そのときに御答弁させていただいたとおり、その跡地には県の上水道管、下水道管が走っていることから、そこに土を盛って高台にするのは不可であるという話はさせていただいたとおりでございます。

また、内水対策の重要性につきましてはお互いに認識しているところでございますが、先ほどの答弁でも申し上げましたとおり、河川に排水ポンプを設置するという事は、まず下流域の了解も必要ということで、放流が認められていないところでございますし、深さ二、三メートルの貯留施設を各要所に何カ所か造るというお話でございますが、これまで議員の皆様方と議論してきた工業ゾーンの創出におきまして、4メートルの貯留池を造るに当たって何十億という費用がかかってくるという話は御認識されていると思います。今回の工業ゾーンにつきましては、その費用については土地を購入していただく企業に全て負担していただくことで、町民の負担は一切ございませんが、それとは別に貯留施設を造るとなると、何十億を一体誰が負担するのかというような問題も発生するかと思います。そういったこともよく検討しながら、この内水対策は進める必要があると考えております。

一方で、全体的な話としまして、先ほどご同僚の議員が述べられました開発行為につきましても、川西町は現在でも内水対策が必要でございますが、開発することによって、さらなる内水対策が必要になってくるという認識も必要であるかと思っております。

そういったことを慎重に考えながら、町内の開発並びに内水対策に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（堀 格） 次に参ります。7番 福西広理議員。

7番議員（福西広理） 改めまして、おはようございます。7番 福西広理でございます。議長の許可を得ましたので、2点質問させていただきます。

まず1点目、避難所開設時における新型コロナウイルス等感染者及び濃厚接触者の対応についてです。

いまだに新型コロナウイルスが指定感染症として取り扱われ、対応は保健所の管轄となっている状況です。現在のように指定感染症が蔓延している中での避難所運営がいかに難しいのかを、このコロナ禍の中で気づかされました。今年は梅雨入りも例年よりもかなり早く、これから出水期となってきます。

このような状況の中で、先月5月に改正災害対策基本法が公布され、新たな情報で住民の方々に避難を促さなければならない場合が想定できます。

現在、感染症法の下で新型コロナウイルスの陽性者で自宅療養をされている方、また濃厚接触者で自宅待機を指示されている方は、どこに避難すればいいのか、本町の対応マニュアル等も併せてお示してください。

次に、2点目、ふれあいセンターの雨漏りについてです。

先般の総務建設経済委員会において、ふれあいセンターの避難所対策工事後の雨漏りについて指摘いたしました。しかし、現在も雨漏りが放置された状態で、工事で新しくなった天井部分の至るところからも雨が漏って

いる状況です。雨漏り調査を行うということでしたが、調査結果はどのようになっているのか、また、なぜ雨漏りを放置しているのか、説明を求めます。

以上、2点の答弁をお願い申し上げます。

議 長（堀 格） 町長。

町 長（竹村匡正） 福西議員の御質問、避難所開設時における新型コロナウイルス感染者及び濃厚接触者の対応についてお答えいたします。

まず、濃厚接触者の避難所につきましては、奈良県より昨年6月に発出された新型コロナウイルス感染症に備えた避難所運営に係るガイドラインに基づき、本町では川西町ふれあいセンターを指定し、避難時における連絡先を役場総務課として保健所へ届出をいたしております。

具体的な避難対応といたしましては、濃厚接触者が避難する場合は、必ず役場総務課に御連絡いただき、避難方法に関する指示に従っていただくこととなります。また、ふれあいセンターにおける対応といたしましては、事前に役場総務課に連絡が入りますことから、施設への出入りは一般避難者とは違う職員通用口を御利用いただき、一般避難者とは別に設置する2階部分の部屋へと誘導することとなります。また、トイレにつきましても、浴場のトイレを御利用いただくことを考えており、施設のホールを南北で分離することにより、一般避難者と濃厚接触者を完全に分離したいと考えております。これらは、昨年8月に作成した、ふれあいセンター避難所運営簡易マニュアルにも記載しております。

新型コロナウイルスの陽性者で自宅待機しておられる方につきましては、これも昨年4月の内閣府・消防庁・厚労省事務連絡において、新型コロナウイルス感染症については、軽症者等であっても原則として一般の避難所に滞在させることは適当でないとされているため、保健所が、自宅療養者の避難先として医療機関または県（保健所設置市）が軽症者等の宿泊療養のために借り上げた宿泊施設などへの避難について調整を行うものとなっております。保健所における対応となります。保健所は、本人の意思で自宅療養しておられる陽性者の方について毎日状態確認をしているとのことですので、事前の施設への避難などについては直接御支援いただけるものと考えております。

町民の皆様のお安全安心のため、今後も避難所における感染防止対策の徹底とその周知に努めてまいります所存でございます。

次のふれあいセンターの雨漏りについては、教育長よりお答えいたします。

議 長（堀 格） 橋本教育長。

教 育 長（橋本宗和） 議員お尋ねのふれあいセンターの雨漏りについてお答えします。

ふれあいセンターの雨漏りにつきましては、議員から御指摘いただき、

避難所としての位置づけを認識しながら、いまだ計画どおりの改修が完成に至っていないことにつきましては、まずもって深く陳謝いたします。

雨漏り調査の結果報告につきましては、今年2月25日の全員協議会の議案第3号、令和3年度川西町一般会計予算の説明で、当時の担当主幹から次のように説明させていただいております。「この工事では、多目的ホールのトップライト、天窗の排煙装置の修繕やガラス周囲のシーリングの打ち替えによる漏水部分の改修を行いました。ただし、屋上防水の改修については、避難所対策整備事業に含まれておりませんでした。事前調査においては、屋上の防水層自体の不具合が目視では確認できなかったためです。また、屋上部分の漏水調査は、漏水リスク、費用、工期等の理由により、採用が見送られました。現在の漏水につきましては、調査の結果、屋上トップライト周辺からのものではないと報告を受けております。したがって、屋根改修工事を令和3年度に補助金（緊急防災・減災事業債10分の10の660万円）を利用し実施する予定であり、それに係る予算をお願いしたいと報告させていただいたところです」。これは、全協報告文の中に掲載されております。

この雨漏りにつきましては、教育委員会といたしましても、今年度の最優先課題の一つとして捉え、工事実施前の調査や打合せを年度早々に行い、5月に設計業務の委託契約を締結いたしております。今後の計画といたしましては、工事規模が大きいため、入札手続を経て、7月に工事着工、8月に工事完了予定と計画しているところです。大雨や台風の来襲も懸念されますが、いずれにいたしましても、手戻りが無いよう、雨漏り防止対策の徹底と迅速な工事完了に向けた対応を心がけてまいりたいと思っております。

私からの御説明は以上であります。よろしく申し上げます。

議長（堀 格） 7番 福西議員。

7番議員（福西広理） まず、避難所の運営についてですけれども、昨年8月に作成いただいた川西町内の各避難所の運営簡易マニュアルというものを確認させていただきました。これは誰にでも分かるように要点がしっかりと記載されておまして、非常に優れたマニュアルを作成いただいたと、まずは担当課の職員の方々に感謝を申し上げたいと思っております。

毎回防災関連のやり取りのときには申し上げておるんですけれども、マニュアルを作るだけではなく、現在はコロナワクチン接種の対応でお忙しいときとは思いますが、定期的な、実践的な図上訓練の実施もししっかりと行っていただくことをお願い申し上げたいと思っております。

次に、新型コロナウイルスのPCR検査が陽性でありながら自宅待機をされている方に関してなんですけれども、これは保健所の対応であるとの御答弁でしたが、法律上そういうものだと私も承知しております。実際、本町内でも自宅療養されていた方がおられまして、その方の話ですと、療養中、保健所との連絡は取りにくい状況であったと伺っております。本町

で川の増水による避難指示を出さなければならない状況下で、自宅待機者が保健所と連絡が取れないという状況が想定されます。それによって避難が遅れ、災害に巻き込まれてしまうということがあってはならないというふうに思います。

本町としても、想定内のこととして事前に陽性者の方の一次避難所等を確保して、住民の皆様にも周知しておく必要があると思いますが、この点に関しまして町長のお考えをお尋ねしたいと思います。

以上であります。

議 長（堀 格） 町長。

町 長（竹村匡正） まず、防災対策について、定期的に図上訓練も含めて訓練を行うことが必要であるというお話につきましては、よく認識・理解し、対応してまいりたいと考えております。

次の新型コロナウイルスの陽性者の避難につきまして、先ほど、療養中の方が保健所との連絡が取りづらいというお話がございました。陽性者に関しましては、恐らく個人情報観点から、本町ではどこの誰かというのを保健所から連絡を受けておりませんので、把握ができていない状況でございます。

そのような中、万一のときに保健所での対応がなかなか遅い場合には、本町で対応できないかという趣旨のことであったかと思いますが、この点につきましては、再度県とも調整して、どういった対応が必要であるのかというのを検討してまいりたいと思います。ここで町で対応するという事はなかなか申し上げづらいんですが、まずは県と協議を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

議 長（堀 格） 福西議員。

7 番 議員（福西広理） 感染してしまった方というのは被害者なんですけれども、感情的に、みんなに迷惑をかけてしまっているという感情が働いているみたいで、避難させてくれとかも知りにくい状況になっておられるので、事前にしっかりと体制づくりをして、安心して避難できる状況というのを住民の皆様にも周知していただきたいと思います。

次に、濃厚接触者で自宅待機されている方についてなんですけれども、これは、避難先がふれあいセンターとして保健所へ届出をしているということなんですけれども、数年前——ごめんなさい、年度を覚えてないんですけれども——川の増水によって本町で避難指示を出したときに、ふれあいセンターが避難者でよかった返していたというのは皆さん御承知だと思います。本町には、ふれあいセンター以外にも避難可能な施設、文化会館や小学校など複数施設があると思いますが、今回、濃厚接触者の方の避難先をふれあいセンターと決めたのは、なぜ前回避難者が一番多かったふれあいセンターにしたのか、その決めた経緯をお聞かせただけですでしょうか。

議 長（堀 格） 町長。

町 長（竹村匡正） 今回、濃厚接触者の避難についてはふれあいセンターを指定させていただいておりますが、まず、おっしゃっている学校につきましては、やはり学校に通っている児童生徒の安全性といたしますか、避難が終わった後の学校の再開とか、そういうことがスムーズに行われるよう、まず学校関係については対象先から外させていただいたということがございます。

それ以外の避難場所につきましては、体育館とかになりますと面で区切る部分がございますので、なかなか難しいのかなと考えました。面で区切られている公共施設というのは何か所かございましたが、その中でふれあいセンターに決定させていただいたということでございます。

以上でございます。

議 長（堀 格） 福西議員。

7 番 議員（福西広理） それは分かるんですけど、一時的な避難所としてすぐに——私は洪水の避難を想定して話をしているんですけども、そもそも濃厚接触者の方がふれあいセンターの2階に避難して、1階の浴場のトイレを利用するとおっしゃっているんですけども、1階の浴場のトイレは、前回のふれあいセンターの避難所対策工事のときに、浴場を別の倉庫などに利用できないかという話の中で、利用しない、浴場のままで置いておく、消防法の関係上でそうするというふうな答弁を受けたように思うんです。

その当時から、あそこの浴場のトイレは壊れていて使用禁止になっているんですけど、それは御存じですか。

議 長（堀 格） 総務課長。

総務課長（石田知孝） 2カ所ございまして、1カ所は壊れているんですけども、1カ所は現在利用可能とはなっております。

議 長（堀 格） 福西議員。

7 番 議員（福西広理） 今は男性用の浴場のトイレだけは多分利用できるんやろうなというのは私も認識しているんですけど、その1カ所で対応していくということによろしいですか。

議 長（堀 格） 総務課長。

総務課長（石田知孝） はい、おっしゃるとおりでございます。

議 長（堀 格） 福西議員。

7 番 議員（福西広理） ここからふれあいセンターの雨漏り工事にもつながっていくんですけども、いまだに雨漏りが直っていないというよりも、最近見に行ったんですけど、前回指摘した場所とは違う場所からも雨漏りしているのが実情でして、当時の委員会でも、前回の工事の発注者である川西町が悪かったのか、設計会社が悪かったのか、工事会社が悪かったのか、どこに瑕疵があったのかを明確にする必要があるというふうに指摘させていただいております。

雨漏りを早急に直さなければならないという認識は同じであると思っ
ているんですけれども、雨漏りの原因調査が当時の工事に関わった設計会社
や工事請負会社の報告だけにとどまっているんじゃないかなと感じていま
す。

また、この5月に設計業務の委託契約を締結したと、さっき説明を受け
ました。ここで事実確認したいんですけれども、この5月に設計業務の委
託契約を行ったのは、前回と同じ設計会社であるのかどうかを確認したい
と思います。

議 長（堀 格） 吉岡理事。

理 事（吉岡秀樹） 前回と一緒に設計業者でございます。

議 長（堀 格） 福西議員。

7 番 議員（福西広理） そうなってくると、調査も前回の工事に関わった業者
がやり、次のもう一回雨漏りを直す工事も前回避難所対策工事をやったと
ころと同じところに設計を委託するというのは、また同じことの繰り返し
にならないのかというふうな疑念が残りますので、まずは、別の雨漏りの
専門業者に原因調査を徹底的に行っていただく必要があると思いますが、
その辺に関しましては、町長、どのように思っておられますか。

議 長（堀 格） 教育長。

教 育 長（橋本宗和） 先ほど説明いたしましたように、現施設の利用や避
難所としての活用に変御不便、御心配を皆様におかけしていることに関
しましては、本当に申し訳なく思っているところです。

従前行った施設の修繕工事については、設計業者の事前調査を踏まえ、
相談しながら、漏水部分の特定や工事方法の決定を行ったところですが、
結果として雨漏りを防ぐことができなかったことは、遺憾なことと考えて
おります。

ただ、施設の老朽化に伴う漏水は、その原因や漏水箇所の特
定、完璧な漏水対策は非常に困難であると伺っております。調査を徹底して行
ったとしても、膨大な費用と時間がかかり、かつ、漏水リスクを避けるため、
徹底した防水工事を行えば、多額な工事費用、相当の工期が必要となるため、
現実には多くの施設修繕においても、設計業者や専門施工業者の意見を参
考にしながら漏水工事を実施しているのが現状であります。

よって、今回、天井部分の全面を張り替える、そういう工事をして、漏
水を止めたいというふうに考えております。

いずれにいたしましても、まずは先ほど説明したフローで、対策工事を
可及的速やかに進め、雨漏り防止の徹底を図りたいと考えておりますので、
御理解をよろしくお願いしたいと思います。

議 長（堀 格） 制限時間により、次に移らせていただきます。

1 2 番 芝 和也 議員。

12 番 議員（芝 和也） 前の6人に続きまして、町長に質問いたします。1 2

番 芝 和也です。

内容は、既に通告してありますように、生理用品の支給策並びに町としての住民向け助成策の取組の方向性についてであります。

まずは、生理用品の支給についてであります。質問通告後、本町としても今週の月曜日から、本質問の趣旨のとおり、その取組が始まりました。同様の取組が目下全国的にも県下の自治体でも始まり、5月末現在で、私の調べでは県下6市8町で実施され、コロナ禍で経済的に困難を抱えるなどの女性支援策としての取組事例が広がっていることは、皆さん御承知のとおりであります。コロナ起因等の要因は本町も例外ではありませんので、本手だてが経済的にも衛生的にも関係の皆さんへの安心につながるものとして大いに期待するところであります。

本町では、既に災害備蓄として生理用品は用意されていたことから、その必要性は既に明らかです。小中学校の児童生徒も含め、対象の皆さんへの支給策構築の求めには、早速備蓄物資を活用して、今般応じていただきましたので、その方策について、まずはお示しいただきますようお願いをいたします。

また、町の助成措置として各種施策の構築に関してであります。これまでも様々に議論を重ねる中、平行線をたどっている問題として、国保の子ども均等割、給食費等の助成、中学生への制服支給、ブロック塀撤去等の費用助成、子ども医療費への妊婦適用、医療制度への妊婦適用、住民税非課税者の保険税等における非課税措置、高等教育への学資の手だて、補聴器等への助成、その他もろもろありますが、これらに対して策を講じることには、これまでのところ、町長は首を縦にされていません。

現状はともかくとしまして、そもそもこうした手だての実施の必要性そのものについていかがお考えになっているのか。実施に至っていないけれども、検討の余地はあるとお考えなのか、必要そのものがないとお考えなのか、この辺の町長のそもそもの考えをお聞かせいただければと存じます。

以上2点、よろしく御答弁をお願いいたします。

議 長（堀 格） 町長。

町 長（竹村匡正） それでは、芝議員の1つ目の御質問にお答えいたします。

昨年からの新型コロナウイルス感染症拡大の影響で収入が減り、女性が生活必需品である生理用品を買うことができないといった生理の貧困に世界的に注目が集まっており、民間の調査では、若者の5人に1人が、新型コロナウイルスの影響による経済的な理由で、過去1年間に生理用品を買うのに苦労したことがあると回答していることも承知しているところでございます。

このような状況を受けて、本町といたしましては、経済的な理由で生理用品の準備ができない方を対象として、防災用として備蓄しております。

理用品を無償配布する検討を進め、原則としてお1人につき1回限りとの条件はございますが、既に6月7日より生理用品の無償配布をさせていただいております。配布数や配布方法などは町ホームページや防災行政無線により周知させていただいており、配布場所については、住民の方が窓口で申し出る際の精神的な負担を軽くするため、町保健センター及び町社会福祉協議会とし、できる限り女性職員が対応するなどの配慮を行っております。

また、小学校及び中学校においては、以前より児童の保健対策として生理用品を配備しており、児童に対しては保健授業の中で、生理用品が必要な場合はちゅうちょなく担任教諭や養護教諭などに申し出て受け取るよう、指導・周知しております。

今回の生理の貧困の問題に際しては、児童への周知をきめ細かに行うとともに、学校現場における生理用品の補充を適切に行うなど、丁寧な対応に努めたいと考えております。

次に、2つ目の御質問にお答えいたします。

御質問は、議員がこれまでになされた様々な助成金、現物支給、減免措置などに関する御提案に対し、私が本会議や委員会などで行った答弁について改めて見解をただすとの趣旨であろうかと思っております。

芝議員の提案された支援策は非常に多岐にわたっており、単発的な給付の提案を除き、国の法令等の定めや財政制度のフレームワーク、さらには今日に至るまでの歴史的経緯や社会的・経済的背景など、それぞれ固有の事情を抱えています。そのため、もし新たに何らかの支援策を講ずるのであれば、まずは国・県が想定する基本的スキーム、これには応能応益原則など制度の前提となる基本的理念を含みますが、これに合致しているのか否か、生じる財政負担に対し国・県等の財政上の支援措置があるのかないのか、制度の想定外の支援策を講じた場合、何らかのペナルティー措置が科せられることはないのかなど、基本的条件について確認することが必要であります。

そして、町独自の支援措置を実施するとした場合、本町の地域性・特殊性に起因する支援の重要性・必要性とはどのようなものか、そして、住民の多くの方々に御支持・御納得いただける施策なのかなど、相応のエビデンスや論拠も必要でございます。その上で、支援スキームの対象者、要件、範囲を定めるとともに、助成措置であれば、具体的な人員、件数、生じる財政負担額を、税等の賦課徴収の軽減措置であれば、想定される減収額と将来的な収支見込みなど、様々な観点から検討を行った上で、その可否を総合的に判断する必要がございます。

本町は、地方自治体として、人口、面積、財政規模、いずれも十分な規模を有しているわけではなく、これまでも健全財政を維持するため、また、将来の人口減少や税収鈍化の懸念も見込まれる中であって、広範に継続的

な支援策を拡充したり、先駆的に制度を創設することに関しては、慎重にならざるを得ませんでした。

御承知のように、本町の税収は歳入の3割に満たず、その多くは国庫・県支出金や地方交付税などの依存財源によっています。そして、本町が提供する行政サービスは、この国庫補助制度や地方交付税等により財源保障されていますが、これらは国などが示す標準的サービス水準を維持する範囲で保障されているのであって、これを超過する給付措置などに関しては、町や住民の方々の負担と責任が求められることになります。

議員お述べの様々な支援策についての私の考えは、御提案いただいたときに個別具体的に検討して、それぞれ答弁させていただいておりますので、繰り返しこの場でお答えすることは差し控えさせていただきますが、現時点でこれまでの答弁の内容を大きく翻すことは考えておりません。

ただ、議員の御提案とは異なる内容ではありますが、例えば福祉関連分野などで言えば、子ども医療費の助成においては、就学前乳幼児の助成を償還払いから現物給付に変更、ひとり親、心身障害者等の医療費助成においては、所得制限を撤廃しております。また、母子保健事業においては、各種相談事業、健診事業を実施して、妊産婦から乳幼児まで地域で子育てを支え、妊娠、出産、就学まで切れ目ない支援を行う川西版ネウボラ事業を推進しております。

さらに、川西小学校においては、1年生の副担任や不登校児童に対する心の相談員を町単費で配置し、障害児、外国人児童に対する支援員も設置しております。そして、子育て世帯への支援のため、学童保育所の拡充により、放課後児童の積極受入れを行うなど、幾つかの施策においては標準を上回る行政サービスの確保・充実に努めているところでございます。

さて、議員お述べの検討の余地についてでございますが、社会経済情勢の変化、法律、財政制度の改正、多くの住民の方々からの強い御要望などに対しては改めて検討・検証を行い、適切な判断を行うことはやぶさかではございません。議員お述べの支援策については、引き続きこうした動向を注視しながら、川西町の実情に応じた対応を検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

議長（堀 格） 12番 芝 和也議員。

12番 議員（芝 和也） まず、生理用品の支給についてであります。

今般、町長も今御答弁いただいたように、災害備蓄を活用して、1回限り、必要な方に無償で提供する、こういうことであります。備蓄を使いますので、半分ぐらい使うて、一定は備蓄に取っておくということなんですけれども、この補充に関して、後年度ずっと補充していくことになるのか、当座使うた分は、目下のコロナ対応の交付金等々、一定の財源を使って補充していくのか、その辺の使うた分の補充についてはどういう策で対

応となるのでしょうか。

議 長（堀 格） 町長。

町 長（竹村匡正） 本件につきましては、まだ6月7日に無償配布をさせていただいたばかりでございまして、どれだけの量が住民の方々がお求めになられて減っていくのかというのが、まだ見通しがつかない状況でございまして。ですので、今後の補充につきましては、いずれにいたしましても災害時には必要数というのが決まっておりますので、利用されて減っていく状況を見ながら検討してまいりたいと考えております。

以上です。

議 長（堀 格） 12番 芝議員。

12番議員（芝 和也） 使った分を補充はしていく、こういうことかと思いません。

後段の各種助成策の取組のときの財源の話にもありますけれども、結局財源の問題が来ますので、そういう点で言えば、町長も先ほどおっしゃいましたように、生理用品の支給ですけれども、パンデミックで地球全体を覆っているような状況ですので、各国でも取り組んでいて国内でも取り組んでいるということですし、政府も当初はコロナ対応の交付金での位置づけは今年の3月末には既に言うてましたけれども、最近では女性活躍推進の交付金ですとか地域子供の未来応援交付金等々、様々な分野の交付金でも、もうこれは活用していったらええよという位置づけで、対応が新たに変わってきていますので、そういう点では、自治体としては大いにそれを活用して、きめ細かに対応していったらいいと思います。

その辺、対応は大いにしていけると思いますので、活用も含めて支給の内容についても、1回きりのところから、必要な人についての手だてということも含めた対応へと切り替えていけるような気もせんではないんですけれども、その辺、いかがお考えでありませうか。

議 長（堀 格） 町長。

町 長（竹村匡正） 今、芝議員からのお話でございました、各種国からの補助制度があるということでございますので、また役場のほうでも研究しながら活用してまいりたいと思います。

その中で、今回の措置を1回切りとするのか恒久的なものにするのかということですが、今回の原因がコロナを起因として生理用品も買えないぐらい困窮された方がいるということでの対応でございまして、まずはコロナ禍の状況での対応として考えてまいりたいと思っております。

以上です。

議 長（堀 格） 12番 芝議員。

12番議員（芝 和也） まずはコロナ禍の対応ということで。コロナ起因でこの事象が大体出てきているんです。町長も先ほどおっしゃっていましたように、民間のいろんな団体がアンケート調査などいろいろしていますけれ

ども、その中で、単純にコロナ起因での減収はもちろんありますけど、それだけにとどまらないと。特に小中学生の場合は、親の怠慢といいますか、ネグレクトの問題とか、そういうふうなことも含めて影響が生じているということも大分背景にあるということが分かってきているようでありますので、全国的な先進事例で言いましても、公共施設のトイレですとか学校のトイレとか、普通、トイレトペーパーが設置されていますので、そういうふうな、個室対応でトイレに入れば活用できるよというふうなところまで手だてが取り組まれつつあるのが現状のようであります。

その辺の背景もよく研究しながらになりますけれども、1回限りの対応というよりは—コロナ収束まではコロナ起因の対応でもいけると思うんですけれども、その辺の社会的な背景も含めて、小中学校の場合は、ある意味、一つの安全なエリア、安心して過ごせるエリア、そういうところにもなりますので、そういう意味からも、その辺の活用策ということは進めていただければと思うんですが、お考えとしてはいかがでありますでしょうか。

議長（堀 格） 町長。

町長（竹村匡正） まず、小中学校におきましては従前から対応しておりますので、あとは児童生徒たちが安心して申出ができるように、学校のほうで対応してもらいたいなと思っております。

あと、公共施設などに用品を置くということでございますが、私は分かりませんが、ひょっとすると衛生上の観点から、置きっ放しにしているものを御利用されるのかどうかということもあるかと思っておりますので、その辺は慎重に考えたいなと思っております。

いずれにいたしましても、今回の措置は、まずはコロナ禍の中での対応ということでさせていただきたいなと思っております。

以上でございます。

議長（堀 格） 12番 芝議員。

12番議員（芝 和也） その辺は状況を見ながら慎重に検討を進めていただければと思います。

もう時間が来ますので、2点目の話になりますけれども、要するに、全体の声として大きかったら検討の余地はある、こういう話であったかなと思っておりますが、いかんせん、対制度との問題、それから財源の問題、この辺全体、そして自治体がそれに取り組むことによって国がペナルティーを科す、そういった問題等々、やっていく上での弊害はいろいろありますけれども、いずれにしても、困ってはる人をどう助けていくのかということを取り組む自治体の取組で、今の制度との開きから、制度を超えてやるさかいに、それに対するペナルティーとか、財源は単費でしなはれやとか、いろんなことになってきて、すぐにはでけへん、できる、するなら慎重にとという話になっていると思うんです。

いずれにしても、その辺は、まず自治体の仕事としては、自治法にも書

かれているように、やっぱり住民の皆さんの福祉の増進に努めることが自治体の取組の中心的なことになりまして、最近よく聞かれる言葉に自助とか共助とか公助とかいった取組のすみ分けみたいなのが……。

議長（堀 格） 簡潔にお願いします。

12番議員（芝 和也） 了解です。

…ありますが、役所が物を考える、公が物を考えるのは、やっぱり公助、公の取組、ここに尽きるかなど。自助とか共助は、御互いにそれぞれ皆が一生懸命頑張ってやらはりますので、役所はやっぱり「公助」を考えていくべきところやと思います。

その辺、町長として、全体の声をしっかり捉えながら、それが大きいからやらなあかんの、制度もいろいろ検討していきたいということでしたので、自治体の立ち位置、位置づけとしては、これらの仕事も含めて、やっぱり声には耳を傾けてやっていかんなんということは、町長自身も重々承知し、事を進めるということやと思うんですけども、それについての町長の御所見をお聞かせいただいて、質問を終わります。

議長（堀 格） 町長。簡潔にお願いします。

町長（竹村匡正） 先ほど議員がお述べのとおり、地方自治の本旨は、住民の皆様方の福祉の増進に努めるということですので、その本旨にのっとりまして、何に住民の皆様方が困っていらっしゃるのかということをよく考えて対応していきたいと思っております。

ただ、以前からお話のある医療制度や保険制度というのは、やはり国全体でまずは考えるべきものだと思いますので、その辺の国の動向も注視しながら、本町で何ができるのか、また考えていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（堀 格） これをもちまして一般質問を終わります。

続きまして、日程第2、総括質疑に入ります。

事務局長。

議会事務局長（中川辰也） 総括質疑に入ります前に、申合せ事項について説明いたします。

総括質疑につきましては、質問は2回までとし、制限時間30分となっておりますので、よろしく願いいたします。

議長（堀 格） 先日上程されました承認第2号、令和3年度川西町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算の専決処分について及び議案第37号、令和3年度川西町一般会計補正予算についてから、議案第43号、磯城郡水道企業団の設立についてまでの承認案1件、議案7件を一括議題といたします。

去る8日、当局より提案説明が終わっておりますので、総括質疑通告順により質問を許します。

12番 芝 和也議員。

12番議員（芝 和也） 12番 芝 和也です。それでは、一般会計で2件、条例案、議案第41号のぬくもりの郷グループホーム条例の一部改正で1点、お伺いをいたします。

まず、一般会計補正でありますけれども、1つは、国が子育て世帯の生活支援特別給付金として、子ども1人一律5万円の給付をすることを決めましたので、その実施措置が補正されているのが内容であります。

従前からの議論でも平行線をたどっていますけれども、コロナ起因による減収世帯全体、子どものあるなしにかかわらず、その辺に対する手だてというのを、今回のことを一つの基準として、同様にそういった家庭全体に対して策を実施する必要性についていかがお考えか、お聞きしたいと思います。

それから、一般会計の2点目ですが、幼稚園の認定こども園化が始められることとなっております。そこで、現行、本町も例に漏れず少子化の中にあるわけです。そういった少子化の中、受け皿の拡充ということになると思うんですけれども、少子化で施設があって、新たにその施設を整備していくという拡充になりますが、その辺の必要性も含めて、事の経緯について説明をいただきたいと思います。よろしくお願ひします。

それから、条例案ですけれども、ぬくもりの郷グループホーム条例の一部改正についてであります。こちらは、食材料費の引上げについて、この間、国基準が上がるたびに、事業所よりその基準に上げてほしいという要請を受けて了承してきているという流れがありますので、町としては、その基準というのは、事業所からの単価の引上げ要請はあくまで国基準に準ずるということを方針として堅持をしていくのか、その辺の食材料費の基準についての町としての方針、考えを説明いただきたいと思います。

以上です。

議長（堀 格） 大西住民保険課長。

住民保険課長（大西成弘） 私からは、芝議員御質問の令和3年度一般会計補正予算の民生費についてお答えいたします。

まず、今回補正をお願いしている低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金につきましては、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、国が行う施策として、奈良県及び本町が実施主体となり、児童1人当たり5万円を支給するというものです。

そこで、具体的に事業内容を申し上げますと、まず、ひとり親世帯分としては、令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けている者、公的年金などを受給していることにより、令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない者、令和3年4月分の児童扶養手当は受給していないが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている者となっております。ただし、

今回はひとり親に限らず、ふたり親などであっても、令和3年度住民税が非課税である場合、児童手当及び特別児童扶養手当の受給者、または令和3年1月1日以降の収入が急変し、住民税が非課税相当の収入となった受給者が対象となっています。

この給付金の対象児童は、18歳未満の子、あと障害がある場合には20歳までとなります。また、令和3年4月以降令和4年2月末までに生まれる新生児も対象となっています。

そこで、説明しましたように、今回の給付金については、ひとり親以外であっても対象としていることから、まずは早期に申請が必要な方に対し周知するとともに、対象者への給付金を支給していきたいと考えています。

議員仰せの生活に困難を抱えるその他の世帯への同基準などを活用した支援についてであります。今回の国の支援策は、今年3月の新型コロナに影響を受けた非正規雇用労働者などに対する緊急対策関係閣僚会議において、非正規雇用労働者などに対する緊急支援策として急遽出されたものであります。さらに、支給開始までの当面の生活支援として、緊急小口資金、総合支援資金や住宅確保給付金などの特例措置も講じられているところであります。

国が緊急の課題として捉え、講じられた措置であることにも鑑みまして、本町が同基準で全家庭に何らかの給付をすることは、現在検討しておりません。

以上です。

議長（堀 格） 吉岡教育担当理事。

理事（吉岡秀樹） 私からは、芝議員の質問、幼稚園の認定こども園化の必要性を含む経緯についてお答えいたします。

必要性につきましては、松村議員の質問に教育長が答弁させていただいたとおり、認定こども園は教育・保育を一体的に行う施設で、いわば幼稚園と保育所の両方のよさを併せ持つ施設となっております。就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能、地域における子育て支援を行う機能、大きく2つの機能を有しております。川西町の子育て環境の充実のために有効と考えております。

別の視点から、年々川西幼稚園を利用していただく幼児が減少傾向にあります。川西町の皆さんに川西幼稚園をより利用していただきやすくするためにも、また、先生方が幼稚園で引き続き子どもたちを育て、教育いただく場所と機会を提供するためにも、認定こども園への移行は必要だと考えております。

加えて、川西町には公立の保育所がないため、支援が必要な幼児の受け皿になればとも考えております。

次に、経緯につきましては、国の施策として幼児期の学校教育や保育、

地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進める子ども・子育て支援制度が平成27年4月にスタートし、地域の実情に応じて認定こども園の普及が図られました。また、令和元年10月には保育の無償化が始まり、幼稚園の認定こども園化の必要性が高まったと考えております。

川西町の教育委員会議、総合教育会議で検討を重ね、昨年12月議会で福山議員の一般質問を受けて竹村町長が、教育の充実として、「川西幼稚園についてはこども園化を進めていきます。保育所と幼稚園のよい部分を併せ持つこども園を公的機関として整備を進めます。民間保育園で受入れの難しい障害児保育の充実も図ってまいりたいと考えております」と答弁しております。

そのため、教育委員会事務局といたしまして、先進地や近隣市町村の取組を参考に、幼稚園の認定こども園化の検討をこれから進めていこうとしております。

以上が、質問の必要性を含む経緯であります。我々としていたしましても、皆様に丁寧な御説明が必要と考えております。今後の検討状況等も議員の皆様機会を設けて御報告してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（堀 格） 栗林長寿介護課長。

長寿介護課長（栗林美子） それでは、芝議員お尋ねのぬくもりの郷グループホーム条例の一部改正についてお答えいたします。

介護保険施設における食費や居住費については、在宅で介護を受ける方との公平性の観点から、平成17年10月より、利用者本人の負担が導入されております。令和3年度介護報酬改定に伴い、介護保険施設における厚生労働省告示により、食費基準費用額が見直されました。1日当たり1,392円から1,445円に引き上げられ、53円のアップ、一月当たりになりますと1,590円のアップとなっております。

ぬくもりの郷グループホームにおきましては、従来から、介護保険施設における厚生労働省告示による食費基準費用額が見直されますと、指定管理者から食材料費増額の要請に応じ、条例改正をしてまいりました。今回の改正により、ぬくもりの郷グループホームの食材料費に関し、町の方針を従来のものから変更するものではございません。厚生労働省告示による特定老人福祉施設、いわゆる特別養護老人ホームの食費の基準費用額を準用し、グループホームの食材料費を位置づけるものであり、これまでと同様に国の基準に準じて運用していく方向でございます。

以上でございます。

議長（堀 格） 芝議員。

12番議員（芝 和也） それでは、まず、ひとり親対応の国の一律5万円の措置についてであります。いずれにしても、国としても、今、課長から説明があったように、コロナに起因する減収に対して手だてを打とうという

ことで、子どものあるところだけと違って、また、ひとり親だけではなくて、幅を広げて捕捉できるようにということでこの措置が取り組まれて、国の取組を市町村として実施をしていくということになるのはそのとおりで、手だてが広がっていることですから、それはそれでいいことだとは思っております。

従前から議論を重ねておりますように、これは国の手だてで、国から10分の10出てきますので、当然それは実施することになりますけれども、自治体としてコロナ対応でいろいろ取組をしてきましたけれども、本町の場合、コロナによる減収の捕捉ということに関して言えば、町独自の取組はなく、町長とのやり取りでも、それは国・県の対応でお願いしたいという話で経過していると思うんです。それはそういうことなんですけれども、いずれにしても国も手だてを実施する。実施するけれども、ひとり親対応だけにせんと、その基準をふたり親でも適用できるようにしようというて枠を広げて実施するというのが、一つの捕捉幅を広げよう、できるだけ広くにいけるようにしよう、困ってはる人を助けようということやと思います。

そういう点で、同じように自治体としても、これまで手だては実施してこなかったけれども、コロナに起因する減収、どこでどう線を引いていくか、どうやって決めていくか、そこは取組の中身はよく練らなありませんけれども、そういうコロナに起因する減収世帯——終息し切って、それから全体の社会経済が普通の軌道に乗って、働く人の給料が従前どおりになってくるまで、非正規労働者の皆さんを中心とした問題というのは、まだ大分時間がかかると思います。そういう点では、その間の何がしかの手だては必要ではないかと思えます。

そこら辺、今般国が新たにこういうことになりましたので、自治体としてもその辺の考えを持つ必要があるのではないかということでもあります。町長、その辺について改めて御所見をお聞かせください。

それから、こども園化の話でありますけれども、経緯は今説明のあったとおりかと思えます。保育所と幼稚園の合体になるようなことですので、保育所が始まる時間にまず来て、幼稚園が始まる時間になると幼稚園と一緒にあって、幼稚園は昼に終わりますので、終わったら後また保育所という形で幼保一体型の運営を進めていくのかなというイメージなんですけれども、確かに成和保育園、川西こども園、そして川西幼稚園と、保育所と幼稚園とで中身は違いますけれども、3カ所の子育ての受け皿がありますので、親御さんからすれば、こども園化すれば新たに選択肢がまた増えるということにもなりますが、子どもさんの状況からすると、今年3月31日付のデータを5歳刻みで見えますと、0から5歳児が平均1学年当たり49.4人ということになります。その上、5歳から9歳の5歳刻みの1学年当たりを見たら平均69.4人、さらにその上、10歳から14

歳、これも1学年当たりで見たら大体72.4人、その上、15歳から19歳が1学年当たりで平均を見ると77.6人というふうに、5歳刻みで見ましても、今は下から上へ行きましたけれども、上から下へ来れば、77.6人から72.4、69.4、49.4ということで、ずっと減少しているという状況です。

また、町内の各施設ですけれども、成和保育園が、今年5月の子どもの受入れのデータで定員に対して50%強というところですし、川西こども園が定員に対して75%ぐらいという状況であります。いわゆる保育の待機というのは川西町では発生していない。自己都合による待機者3名はおられますけれども、いわゆる保育の待機ということでは発生していないという状況にあります。

そういう点で、より受け皿を充実させていくという取組ですから、かなり進んだことになるのはなると思うんですけれども、そこら辺、そういった時代背景とニーズとの関係で、やっぱり受け皿を拡充して行ってこの取組を進めるということになるのか。また、子どもがそうやって減ってくるということは、結局、1人当たり目配りできる先生の数とかも増えてくることになりますので、手厚くいろんな対応を打っていけるという意味での過渡期にもあるのかとも思いますけれども、より目配りができる体制で拡充させていくというのが今般の取組になるのかもわかりませんが、そこら辺、子どもとの関係で需要と供給のバランスで言えば、受け皿としてはキャパがまだ定員割れしている状態であり、子どもの数も減少してきている中での取組、この辺の観点からのこれの取組の位置づけ、考え方について、町長の御所見をお聞かせいただきたいと思えます。

最後に、グループホームの食材単価の話ですけれども、厚生労働省の告示に基づいて、要請があったら国基準に合わせてずっとやっていくという、その基準は変えるものではないという話であったかと思えます。

今般、お話ありましたように、日額の単価が53円上がって、1,392円から1,445円へと引上げということです。月額にしますと4万3,350円が食材単価ということですから、それなりの食材単価ということになってくるかと思えます。国の厚生労働省告示でそれが基準ということになりますので、事業者からその基準に合わせてほしいという要請があったら、その国の基準で充てていくという方針はそのまま堅持するということです。それはそれでやってもらうとしても、今言いましたように、一定それなりの食材単価ということになってきますので、この食材単価そのものからして、調達先とかも含めて町として業者任せというのか、実情の運営は事業者をお願いしていることになりますから、実際はそうなんですけれども、食材単価が今言いましたように月額4万3,350円ですので、そういう点では、食材の調達の仕方とか中身、取組、その辺を町としても創意工夫をして、単価が上がって、これは全国同じ単価でいきますので、

仕入価格の安いところから高いところまでいろいろあると思うんですけども、その辺の町としての食材に対する取組、工夫の在り方というのは持つておく必要があるのではないかと思います。

その辺、いかがお考えになるか。調達について御所見をお聞きしておきたいと思います。

議 長（堀 格） 町長。

町 長（竹村匡正） まず、民生費の児童福祉費の件でございますが、従来の特別給付金がひとり親家庭であったのがふたり親家庭まで拡大されておりますが、中身としましては、子育て世帯への支援でございます。国の方針としては、厳しい状況の中でも未来を担う子どもたちを第一に考え対応するというところでございますので、子育て世帯に限って対応していくというものでございまして、その他の子育て世帯ではない一般家庭への支援まではまだ踏み込まれていない状況でございます。

そのような中、議員としては、町独自で国が手だてしないところに対応できないのかという趣旨であったかと思いますが、本町といたしましては、あくまで国・県でこういった形のものは対応願いたいと考えておる次第でございます。

次の幼稚園の認定こども園化の件でございます。

先ほどお話がございました、15歳から19歳のところでは年平均約77.6人のところ、現在0歳から5歳までの1学年は49.4人と、約4割減のところまで子どもが減っている状況と、併せて、私立の保育園、こども園が定員に対して50%から75%というようところで、果たして認定こども園化が必要なかどうかというような趣旨と受け止めましたが、15歳から19歳の方が幼稚園や保育園に預けられていた当時は、まだ専業主婦が多かったのかもしれない。幼稚園へ預ける比率がかなり高かったと認識しております。1学年当たりでも6割から7割ほどは幼稚園に預けられていたかと認識しております。それが現在では共働きの家庭が増えてきて、大半が幼稚園ではなく保育園へ預け入れをされているというような状況です。そう考えますと、保育園に対する子どもの預け入れ人数というのは、計算していくと、恐らく従前よりも増えていくのではないかと考えております。

そのような中、私立の保育園、こども園が定員に対して50%から75%ということでございますが、定員はありますが、一方で保育士をなかなか集められないということでの定員に対しての割れというような状況とも聞いております。一方で、私立に対しまして公立施設に保育士さんなどが就職するニーズというのはかなり高うございますので、そういった形での受け皿になることができるのではないかなと考えております。

また、そういった保育士を集められないという状況下から、障害のあるお子さまを預け入れするということがなかなか難しいというような状況も

ございますので、公共的な立場からいきますと、最終的な受け皿として担う必要があるのかなと考えております。保育園に関しましては、3歳児、4歳児、5歳児ということで、まだスモールスタートということでございますが、そういった形で私立への預け入れがなかなか難しいお子様などを公的機関である川西幼稚園が受け皿となる必要があるのかなと考えておる次第でございます。

次のぬくもりの郷グループホーム条例の件につきましては、総務担当参事よりお答えさせていただきます。

議長（堀 格） 江畑総務特別参事。

総務特別参事（江畑幸男） 私から少し補足説明をさせていただきたいと思っております。

今回の条例改正でございますが、この条例では、公の施設であるぬくもりの郷グループホームの設置及び運営に関し規定をしております。その中で、管理につきましては指定管理者、そして料金については、指定管理者が収受する利用料金制というものを採用しております。利用料金につきましては、地方自治法の中で、公益上必要がある場合を除いて、条例の定めるところにより、指定管理者があらかじめ地方公共団体の承認を受けて定めるということが原則となっております。公の施設の運営につきましては、指定管理者の自主的な経営努力——これは先ほど議員がおっしゃいました食材の調達先とか調達方法、こういったものも含まれるかと思っておりますけれども、こういった経営努力を発揮しやすくするために、施設経営の基本的な要素である料金決定については指定管理者の主体性を認める、そういった趣旨でございます。住民の利用に支障を来すことのないように、町長の承認、すなわち公的チェックを求めているところでもございます。

公益上必要がある場合には町が決められるということなんですけれども、この条例で言いますと、例えば室料、家賃ですとか短期利用者の居住費、こういったものは、公益上必要だということで町が条例で明記しているところがございます。

ただ、おむつ代を初めとします日常生活に必要な便宜提供に係る費用については、この条例でも実費と定めておりますので、食材料費についてもそうした性格を踏まえて、これまでも厚生労働省告示の額の変動に応じて条例改正をしてきたところがございます。

いずれにいたしましても、今回の改正というのはあくまでも何らかの政策判断によって改正するとか、そういうようなものではございませんで、条例の趣旨に沿ったテクニカルな規定の整備というふうに御理解いただけたらと思っております。

以上でございます。（芝 和也議員「今回のこの件については、工面の余地はないということですか、その分野は。家賃などは町の範疇にあるけれども、食材料費とかは実費の範疇やから、余地はない」と呼ぶ）

議員仰せのとおり、あくまでも公益上必要として条例で定めるというのは明記する必要があるわけですがけれども、食材料費については、従来そういった考え方の基にしておったものではないということでございます。

議長（堀 格） これをもちまして総括質疑を終わります。

以上をもちまして、本日の日程は終了いたしました。

本日の会議は、これをもって散会いたします。皆さん、ありがとうございました。

（午前 11 時 31 分 散会）

議 事 日 程

総務建設経済委員会

厚生文教委員会

総務建設経済委員会議事日程

令和3年6月11日（金）9時00分 開議

10時15分 閉会

日程第1 承認第2号 令和3年度川西町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算の専決処分について

日程第2 議案第37号 令和3年度川西町一般会計補正予算について

歳出	款2	総務費	項1	総務管理費	P7
	款6	土木費	項3	都市計画費	P8
	款7	消防費	項1	消防費	P8
歳入	上記関係歳入				P5～P6

日程第3 議案第39号 川西町税条例の一部改正について

日程第4 議案第43号 磯城郡水道企業団の設立について

出席委員

委員長 弓仲 利博 副委員長 芝 和也
委員 中嶋 正澄 石田 三郎 伊藤 彰夫 福山 臣尾

議長 堀 格

説明のため出席した者

町長 竹村 匡正 副町長 森田 政美

総務特別参事 江畑 幸男

理事(事業担当) 山口 尚亮 総務課長 石田 知孝
総合政策課長 喜多 勲 税務・債権管理課長 西川 直明
事業課結崎駅周辺整備事業室長 松下 正嗣
デジタル推進室長 梅津 光章

会計管理者 岡田 充浩

職務のため出席した者

議会事務局長 中川 辰也
議会事務局主事 西村 俊哉

欠席委員及び職員

厚生文教委員会議事日程

令和3年6月14日（月）9時00分 開議
9時52分 閉会

- 日程第1 議案第37号 令和3年度川西町一般会計補正予算について
- | | | | | | |
|----|----|--------|----|-------|-------|
| 歳出 | 款2 | 総務費 | 項1 | 総務管理費 | P7 |
| | 款3 | 民生費 | 項1 | 社旗福祉費 | P7 |
| | | | 項2 | 児童福祉費 | P7～P8 |
| | 款8 | 教育費 | 項1 | 教育総務費 | P9 |
| | | | 項2 | 小学校費 | P9 |
| | | | 項6 | 社会教育費 | P9 |
| 歳入 | | 上記関係歳入 | | | P5～P6 |
- 日程第2 議案第38号 令和3年度川西町介護保険事業勘定特別会計補正予算について
- 日程第3 議案第40号 川西町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第4 議案第41号 ぬくもりの郷グループホーム条例の一部改正について
- 日程第5 議案第42号 川西町介護保険条例の一部改正について

出席委員

委員長 松村 定則 副委員長 福西広理
委員 寺澤 秀和 安井 知子 堀 格

副議長 福山 臣尾

説明のため出席した者

町長 竹村 匡正 副町長 森田 政美
教育長 橋本 宗和

総務特別参事 江畑 幸男 総務課長 石田 知孝

理事(新型コロナウイルス担当) 奥 隆至
理事(教育担当) 吉岡 秀樹
住民保険課長 大西 成弘 健康福祉課長 中森 委香
長寿介護課長 栗林 美子

会計管理者 岡田 充浩

職務のため出席した者

議会事務局長 中川 辰也
議会事務局主事 西村 俊哉

欠席委員及び職員

令和 3 年 川 西 町 議 会
第 2 回 定 例 会 議 録

(第 3 号)

令和 3 年 6 月 1 8 日

令和3年川西町議会第2回定例会会議録（再開）

招集年月日	令和3年6月18日	
招集の場所	川西町役場議場	
開 会	令和3年6月18日 午前10時00分 宣告	
出席議員	2番 弓仲 利博 3番 福山 臣尾 4番 堀 格 5番 松村 定則 6番 安井 知子 7番 福西 広理 8番 伊藤 彰夫 9番 石田 三郎 10番 寺澤 秀和 11番 中嶋 正澄 12番 芝 和也	
欠席議員		
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町長 竹村 匡正 副町長 森田 政美 教育長 橋本 宗和 総務特別参事 江畑 幸男 理事 奥 隆至 理事 吉岡 秀樹 理事 山口 尚亮 総務課長 石田 知孝 総合政策課長 喜多 勲 税務・債権管理課長 西川 直明 住民保険課長 大西 成弘 健康福祉課長 中森 委香 長寿介護課長 栗林 美子 デジタル推進室長 梅津 光章 事業課結崎駅周辺整備事業室長 松下 正嗣	
	会計管理者 岡田 充浩	
	監査委員 出席なし	
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 中川 辰也 モニター係 西村 俊哉	
本日の会議に付した事件	別紙議事日程と同じ	
会議録署名議員の氏名	議長は会議録署名議員に次の2人を指名した	
	7番 福西 広理 議員	8番 伊藤 彰夫 議員

川西町議会第2回定例会（議事日程）

令和3年6月18日（金）午前10時00分再開

日程	議案番号	件名
第1		<p>委員長報告 承認第2号、議案第37号～議案第43号 総務建設経済委員長報告 承認第2号、議案第37号、議案39号、議案43号 厚生文教委員長報告 議案第37号、議案38号、議案40号、議案41号、議案42号</p> <p>質疑・討論・採決</p>
	(追加日程)	
第2	発議第2号	<p>コロナ禍の下、消費税率5%への引き下げを求める意見書について</p>

(午前10時00分 再開)

議長(堀 格) 皆様、おはようございます。

これより令和3年川西町議会第2回定例会を再開いたします。

本日におきましても、新型コロナウイルス感染予防対策のため、出席者全員にマスクの着用を求めますので、御了承ください。

ただいまの出席議員は11名で、定足数に達しております。よって議会は成立いたしましたので、これより本日の会議を開きます。

日程第1、委員長報告を議題といたします。

去る8日の定例会において上程され、各委員会に付託いたしました承認第2号、令和3年度川西町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算の専決処分について及び議案第37号、令和3年度川西町一般会計補正予算についてから、議案第43号、磯城郡水道企業団の設立についてまでの承認案1件、議案7件に対する審査の経過並びに結果について、常任委員長の報告を順次求めます。

まず、総務建設経済委員長 弓仲利博議員。

総務建設経済委員長(弓仲利博) 議長の指名をいただきましたので、総務建設経済委員会を代表いたしまして委員長報告をいたします。

去る令和3年6月8日の本会議におきまして総務建設経済委員会に付託を受けました議案の審査の経過と結果の概要につきまして御報告申し上げます。

当委員会は、6月11日に委員会を開催し、付託されました承認案1件、議案3件につきまして、理事者の出席を求め、慎重に審査を行いました。

まず、承認第2号、令和3年度川西町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算の専決処分についてであります。

債権回収の見込みについて、前年度繰上充用処理の終了時期についてなど委員より質疑があり、いずれも詳細な説明を受け、厳正な審査の後、採決の結果、賛成多数で承認すべきものと決しました。

次に、議案第37号、令和3年度川西町一般会計補正予算についてのうち、当委員会所管分についてであります。

歳入では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について委員より質疑があり、詳細な説明を受けました。

次に、歳出ですが、各款ごとに審査いたしましたので、款ごとの報告といたします。

総務費では、新型コロナウイルス対応事業費の補正概要、生理用品の配布方法、コロナ禍で困っている方への対応について各委員より質疑があり、いずれも詳細な説明を受けました。

土木費では、耐震改修促進計画と耐震診断との関係等について委員より質疑があり、詳細な説明を受けました。

消防費については、質疑はありませんでした。

以上の各分野にわたり厳正な審査の後、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第39号、川西町税条例の一部改正については、質疑もなく、厳正な審査の後、採決の結果、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第43号、磯城郡水道企業団の設立についてであります。

磯城郡内の水道事業が経営統合されることでの変更点と、住民に対する影響について、磯城郡の他町の水道の状況について、県域水道一本化の見通しについてなど、各委員より質疑があり、いずれも詳細な説明を受け、厳正な審査の後、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が、付託を受けました議案の審査の経過と結果であります。

次に、当委員会所管に係る審査案件につきましては、地方自治法第109条の規定に基づき、議会閉会中においても調査並びに審査できるように議決されんことを望みまして、総務建設経済委員長報告とさせていただきます。

何とぞ議員各位の御賛同を賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（堀 格） 続きまして、厚生文教委員長 松村定則議員。

厚生委員長（松村定則） 議長の指名をいただきましたので、厚生文教委員会を代表いたしまして委員長報告をいたします。

去る令和3年6月8日の本会議におきまして厚生文教委員会に付託を受けました議案の審査の経過と結果の概要につきまして御報告申し上げます。

当委員会は、6月14日に委員会を開催し、付託されました議案5件につきまして、理事者の出席を求め、慎重に審査を行いました。

まず、議案第37号、令和3年度川西町一般会計補正予算についてのうち、当委員会所管分についてであります。

歳入につきましては、質疑はありませんでした。

次に歳出ですが、各款ごとに審査いたしましたので、款ごとの報告といたします。

総務費では、新型コロナウイルス感染症対応事業費において、遠隔授業用Wi-Fiルーターの通信料に係る当初予算分と今回の補正分との相違について委員より質疑があり、詳細な説明を受けました。

また、遠隔授業用Wi-Fiルーター通信料の公費負担については、今年度に限りの措置であり、無償貸与が終了する際には、以降の通信料は自己負担となることを十分に周知・説明願いたいと、委員より要望がありました。

民生費については、質疑はありませんでした。

教育費では、川西幼稚園の認定こども園への移行に関し、川西町の少子化と認定こども園について、会計年度任用職員の具体的な活用方法につい

て、来年度の開園に向けた先生方の総員や設備の整備についてなど、各委員より質疑があり、いずれも詳細な説明を受けました。

また、川西幼稚園の認定こども園化は、慌てずにきっちりと精査し、将来を見据えた上で進めていただきたいと要望がありました。

以上、各分野にわたり厳正な審査の後、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決しました

次に、議案第38号、令和3年度川西町介護保険事業勘定特別会計補正予算については、質疑もなく、厳正な審査の後、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決しました

次に、議案第40号、川西町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正については、町内の特定地域型保育事業の実施実績について委員より質疑があり、詳細な説明を受け、厳正な審査の後、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決しました

次に、議案第41号、ぬくもりの郷グループホーム条例の一部改正について、議案第42号、川西町介護保険条例の一部改正については、質疑もなく、厳正な審査の後、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が、付託を受けました議案の審査の経過と結果であります。

次に、当委員会所管に係る審査案件につきましては、地方自治法第109条の規定に基づき、議会閉会中においても調査並びに審査できるように議決されんことを望みまして、厚生文教委員長報告とさせていただきます。

何とぞ議員各位の御賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（堀 格） 以上で各委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（堀 格） 質疑がないようですので、質疑を終わり、これより討論に入ります。

討論ございませんか。

12番 芝 和也議員。

12番議員（芝 和也） 12番 芝 和也です。それでは、ただいま総務、厚生両常任委員長から報告がありました、今議会に上程されています承認第2号、令和3年度川西町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算の専決処分についてより、議案第43号、磯城郡水道企業団の設立についての承認案1本、議案7本に対する討論を行います。

反対の立場からのものは専決処分の承認案のみで、あとの補正予算案並びに条例案につきましては、いずれも賛成するものであります。

まず、令和3年度の住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算の専決処

理についてであります。この件に関しましては、従来から触れておりますように、歳入不足を翌年度から繰上充用して処理をする変則的な会計処理を繰り返しているという問題であります。これは、過去の同和対策事業における住宅3資金の貸付金の回収が滞り、今日まで尾を引いているという問題に起因しております。審議でも触れましたように、この回収業務を債権管理課と事業課で振り分けて担当していますが、債権管理課が受け持つ9件のうち、完済見通しがついていないのは2件で、その2件で回収残額の65%を占め、返済は、今のペースでいけば1,500回、およそ125年の時間を要することとなります。事業課の受け持ちでいけば、返済額の6割が既に長期にわたって滞っており、事実上の焦げつき状態と変わりません。その処理は国になるか町になるかの違いはあるにせよ、税金が充てられることとなります。

また、残り4割のうち、その6割が、今の回収ペースでいけば、1,762回、146年を最高に、1,000回近い返済回数のもものがほとんどで、少なくとも80年以上の時間がかかることとなるのが実情です。今となりますとは、返済を負っている者が借りた者から代が替わっているケースも多く、かつ、現状の返済能力からすれば、現在のペースの変更は厳しい状況にあることから、今後、債務者が入れ代わり、相続等の問題に絡んで状況変更等が生じるまでは動かせそうにもありませんので、見通しはなかなか立っておりません。

町長は、貸付事業実施時の当事者でもありませんし、現時点での行政責任者にすぎませんので、変則的な処理を続ける以上は、こうした状況をつまびらかに住民にお示しをし、仕切り直した上での実務処理に当たることが妥当と存じます。

よって、毎回の繰り返しになりますが、これがないままでの本会計処理については承認するわけにはまいりません。

あとの各議案はいずれも賛成するものであります。今回の一般会計補正で、川西幼稚園において、順調に事が運べば、来年度から川西幼稚園に保育所機能をプラスした幼稚園型認定こども園の整備に着手することが示されています。これにより、受け皿の拡大として保護者の選択肢が増えることとなり、一定の効果と期待はありますが、受入れ年齢が現在の幼稚園の対象年齢、満3歳児以上でのスタートでありますので、3歳未満児においては現状のままで変わりはありません。社会の要請に応え、保育の無償化が始まったことにより、そのニーズが膨らんでいることは間違いありませんので、町立の施設としての拡充を図る以上は、ニーズと傾向をよくつかんだ上で、3歳未満児における受け皿も整備の視野に入れ、障害児の受入れも担いながら、柔軟な対応幅で提供できるよう、その供給をお願いするものであります。

加えて、子どもの出生数からしますと、年々減少傾向にあることから、

今後の見通しもしっかり視野に入れ、需要と供給のバランスも鑑みながら、公立施設の役割を果たされんことを申し添えるものであります。

また、コロナ対応においても、国の取組により、子育て世帯を中心に手だてが打たれることとなりましたが、昨年来提起しているように、この問題は、コロナに起因した減収世帯を子どもの有無に関わりなく支援することが本質的な部分であることに変わりはありません。この分野は、町としての取組は手つかずのままです。報道で知る限りでは、特に非正規の皆さんにあって、コロナ起因の減収が直撃していることは認識している旨、審議の過程で町長もお述べでありますので、県・国任せにせず、ぜひ前向きに検討していただき、手だての実施に踏み切ることを求める次第であります。

また、水道事業に関してであります。来年度から磯城郡での事業統合スタートということで、今般、規約を整備し、その準備が進められています。この統合においては、水道部の事務所の所在地が田原本に変わるので、住民との距離がその分遠のくことや、議会が一組（一部事務組合）に移りますので、町での議論が交わさなくなる等が生じますが、あとは費用においても供給内容においてもこれまでと変更はありませんので、3年後に県単位化が始まるまでは現状維持ということになるかと存じます。ただ、3年後の県域での一本化のときには、経営から費用から全部がこれまでとは変わってしまいますので、住民の皆さんにとってのメリット、デメリットがはっきりと現れることは間違いありません。

今般の審議の過程で町長も、そのときの選択としてはメリットのあるほうを選ぶ旨、お述べでありますので、時間は3年しかありませんから、住民との接点を大いに確保して、事あるたびに情報を提供し、意思の疎通を図りながら住民の合意形成を取った上で方向性の判断に当たられんことを求めているものであります。

以上、今般の上程案に対する賛否の討論を終わります。

議長（堀 格） ほかに討論ございませんか。

8番 伊藤彰夫議員。

8番議員（伊藤彰夫） 議案全てに賛成の立場で討論いたします。

そのうち、まず承認第2号、令和3年度川西町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算の専決処分につきまして、令和2年度の決算見込みにおいて不足が発生することにより行うものであり、現段階で取り得る会計的手段としては、出納閉鎖期間中に繰上充用が最も適当であると判断いたします。

この特別会計の住宅新築資金の滞納債権に関する公表等につきましては、回収が不可能かどうかは流動的であり、未確定のところから、まだその段階にはないと思われれます。債権者のさらなる調査を進め、債権放棄等の最終的な判断を行い、特別会計の最終の決算の議会承認を得てから公表すべ

きものであり、今はその段階ではないと考えます。

したがって、令和3年度川西町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算の専決処分については賛成いたします。

そのほかの議案につきましても、同様に賛成いたします。

以上です。

議長（堀 格） ほかに討論ございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（堀 格） ほかに討論がないようですので、これをもって討論を終わります。

これより採決に入ります。

まず、承認第2号、令和3年度川西町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算について、を採決いたします。

この採決は、挙手により行います。

本案に対する総務建設経済委員長の報告は、承認です。

承認第2号について、委員長の報告のとおり承認することに賛成の議員は、挙手願います。

（挙手する者あり）

議長（堀 格） 賛成多数であります。よって、承認第2号は、委員長の報告のとおり承認することに決定いたしました。

次に、議案第37号、令和3年度川西町一般会計補正予算について、議案第38号、令和3年度川西町介護保険事業勘定特別会計補正予算についての2議案を一括して採決いたします。

この採決は、挙手により行います。

各案に対する総務建設経済委員長、厚生文教委員長の報告は、いずれも可決するものです。

議案第37号及び議案第38号について、委員長の報告のとおり可決することに賛成の議員は、挙手願います。

（挙手する者あり）

議長（堀 格） 賛成全員であります。よって、議案第37号及び議案第38号は、委員長の報告のとおり可決されました。

続きまして、議案第39号、川西町税条例の一部改正について、議案第40号、川西町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、議案第41号、ぬくもりの郷グループホーム条例の一部改正について、議案第42号、川西町介護保険条例の一部改正についての4議案を一括して採決いたします。

この採決は、挙手により行います。

各案に対する総務建設経済委員長、厚生文教委員長の報告は、いずれも可決するものです。

議案第39号から議案第42号について、委員長の報告のとおり可決す

ることに賛成の議員は、挙手願います。

(挙手する者あり)

議長(堀 格) 賛成全員であります。よって、議案第39号から議案第42号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第43号、磯城郡水道企業団の設立について、を採決いたします。

この採決は、挙手により行います。

本案に対する総務建設経済委員長の報告は、可決するものです。

議案第43号について、委員長の報告のとおり可決することに賛成の議員は、挙手願います。

(挙手する者あり)

議長(堀 格) 賛成全員であります。よって、議案第43号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、会議規則第14条の規定によりまして、12番 芝 和也議員ほか3名から、発議第2号、コロナ禍の下、消費税率5%への引き下げを求める意見書について、が提出されております。その写しをお手元に配付しております。

お諮りいたします。

発議第2号、コロナ禍の下、消費税率5%への引き下げを求める意見書について、を日程に追加し、日程第2として議題にしたいと思っております。御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(堀 格) 異議なしと認めます。よって、発議第2号、コロナ禍の下、消費税率5%への引き下げを求める意見書について、を日程に追加し、日程第2として議題とすることに決定いたしました。

日程第2、発議第2号、コロナ禍の下、消費税率5%への引き下げを求める意見書について、を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

12番 芝 和也議員。

12番議員(芝 和也) 12番 芝和也です。それでは、中嶋正澄議員、石田三郎議員、松村定則議員の賛同を得、今般提出いたしましたコロナ禍の下、消費税率5%への引き下げを求める意見書について御説明申し上げます。

昨年来のコロナの影響で、発生前に比べて収入が落ち込み、日々の暮らしの厳しさに直面する事例が時間の経過とともに深刻の度合いを増していることは、今日もなお改善の傾向が見られない状況にあることから否めません。特に非正規で働く皆さんを中心に、その影響は顕著に現れていることから、国の取組を含め、この間、就業者向けの持続化給付金を初め、国民全員への給付金やひとり親対応としての給付金を取り組まれてまいりまして、大きな力となっていることは、皆さん承知のとおりであります。

しかしながら、今日もなおコロナの収束は見えてきませんので、こうした経済的困窮状態は一向に回復の兆しが現れてきておりません。頑張って日々の暮らしを切り詰めてはいても、食料費を中心に生活必需品の消費をやめるわけにはまいりませんので、日々の消費に必ず発生する消費税の税率を、コロナ収束までの当面の間、現在の半分の5%へ引き下げること、経済的手だてとしての策を講じ、経済的に困窮する皆さんの一助として役立ててもらおうと、税率引き下げを国へ求めていこうとするものであります。

議員の皆さんにおかれましては、諸事情については重々承知のことと存じます。実施するに当たっての様々な部面での手間の問題など多々あるかと存じますが、懸命なる御判断をいただきまして、御議決くださいますようお願い申し上げます。提案説明とさせていただきます。

何とぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（堀 格） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（堀 格） 質疑がないようですので、質疑を終わり、これより討論に入ります。
討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（堀 格） 討論がないようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。

発議第2号、コロナ禍の下、消費税率5%への引き下げを求める意見書について、を採決いたします。

この採決は、挙手により行います。

発議第2号について、原案のとおり決定することに賛成の議員は、挙手願います。

（挙手する者あり）

議 長（堀 格） では、反対の方は挙手願います。

（挙手する者あり）

議 長（堀 格） ただいまの挙手の結果は、賛成5名、反対5名であります。採決の結果、賛成・反対が同数の場合、地方自治法第116条第1項の規定により、議長が本件に対して裁決することになっております。

議長といたしましては、本案は否決と裁決いたします。よって、発議第2号は、否決されました。

以上をもちまして、本定例会に付議されました議案については、全て議了いたしました。

お諮りいたします。

総務建設経済委員会、厚生文教委員会及び議会運営委員会並びに駅周辺

整備特別委員会、工業ゾーン創出特別委員会所管に係る議会閉会中の審査事件につきましては、地方自治法の規定に基づき、議会閉会中においても継続して調査並びに審査したいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長(堀 格) 異議なしと認めます。よって、閉会中においても常任委員会及び特別委員会を開催できることに決定いたしました。

以上をもちまして、本定例会の日程は全て終了いたしました。

議員各位におかれましては、何かとお忙しい折にもかかわらず、本定例会に提案されました諸議案につきまして慎重に御審議賜り、かつ議会運営に御理解のある御協力をいただきましたことに対し、議長といたしまして厚く御礼申し上げる次第でございます。

理事者におかれましては、今後も引き続き厳しい財政環境が予想されるため、予算の執行に当たっては、経済性、効率性及び有効性に配慮しつつ、厳正な執行を望むものであります。また、議員各位から出されました御意見なり要望を十分に尊重していただき、今後の町政に一層の御努力を賜りたいと存ずる次第でございます。

閉会に当たり、町長より閉会の挨拶をお願いいたします。

町長。

町 長(竹村匡正) 令和3年川西町議会第2回定例会の閉会に当たり、一言御礼を申し上げます。

本議会に提出いたしました各議案につきまして慎重に御審議を賜り、全議案につきまして議決いただきましたことに厚く御礼申し上げます。

審議を通じ議員各位から賜りました御意見、御指摘を真摯に受けとめまして、今後の町政に取り組んでまいりたいと考えておりますので、議員各位におかれましては、より一層の御指導、御協力を賜りますことをお願い申し上げます。閉会に当たっての御礼の挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

議 長(堀 格) これをもちまして、令和3年川西町議会第2回定例会を閉会いたします。

皆様、ありがとうございました。

(午前10時34分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和3年6月18日

川西町議会
議長

署名議員

署名議員

(議決の結果)

議案番号	件名	議決月日	審議結果
承認第2号	令和3年度川西町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算の専決処分について	6月18日	原案承認
議案第37号	令和3年度川西町一般会計補正予算について	6月18日	原案可決
議案第38号	令和3年度川西町介護保険事業勘定特別会計補正予算について	6月18日	原案可決
議案第39号	川西町税条例の一部改正について	6月18日	原案可決
議案第40号	川西町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について	6月18日	原案可決
議案第41号	ぬくもりの郷グループホーム条例の一部改正について	6月18日	原案可決
議案第42号	川西町介護保険条例の一部改正について	6月18日	原案可決
議案第43号	磯城郡水道企業団の設立について	6月18日	原案可決
選挙第4号	川西町選挙管理委員会の委員の選挙について	6月8日	原案可決
選挙第5号	川西町選挙管理委員会の補充員の選挙について	6月8日	原案可決
同意第2号	固定資産評価審査委員会委員の選任について	6月8日	原案同意
発議第2号	コロナ禍の下、消費税率5%への引き下げを求める意見書について	6月18日	否決